

○議長（齋藤邦夫君） おはようございます。

8番、大塚純一郎君より、欠席の届け出がありました。

定足数に達しましたので、直ちに本日の会議を開きます。



◎議案第56号の上程、説明、質疑、採決

○議長（齋藤邦夫君） 日程第1、議案第56号 平成25年度只見町一般会計補正予算（第2号）についてを議題といたします。

朗読を省略し、直ちに議案の説明を求めます。

総務企画課長。

○総務企画課長（渡部勇夫君） 議案第56号 平成25年度只見町一般会計補正予算（第2号）をご説明いたします。

第1条、歳入歳出予算の補正でございます。既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億7,003万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ69億9,468万3,000円とするものでございます。

第2条といたしまして地方債の補正でございます。第2表によるところでございます。

ページをめくっていただきまして、4ページ。4ページをご覧いただきたいと思います。

地方債補正でございます。過疎対策事業と災害復旧事業につきまして、それぞれ、左側の変更前から右側の変更後に補正をお願いするものでございます。内容はご覧をいただきたいと思います。

5ページ、事項別明細書になります。歳入の総括表でございますが、補正額の大きなものが繰越金。それから諸収入、町税、町債という順序になってございます。

6ページ。これは歳出の総括表でございますが、補正額で大きいところが予備費、民生費、それから土木費という順序になってございます。

7ページからその内容についてご説明いたします。

まず歳入でございます。町税につきましては3,122万4,000円補正をお願いしてございますが、主に固定資産税の大規模償却資産、通知がまいりましたので、その通知に基づきまして補正増をお願いしてございます。以下、町税、軽自動車税も微増でございます。

農林水産業分担金。これは農業用施設災害復旧にかかる分担金、黒谷地内でございます。それから県支出金につきましては、これにつきましては後ほど歳出のほうで町民生活課長のほうから説明ありますが、不幸な雪害が昨年ございました。その関係でございますので、後ほど歳出のほうで説明させていただきます。8ページをご覧ください。8ページにつきましては県補助金でございます。それぞれございますが、民生費、衛生費、農林水産業費ということで、このような説明欄の内容によりまして補正をお願いするものでございます。繰越金につきましては繰越金8,115万9,000円をここに補正をお願いしてございます。諸収入につきましては、これは町有建物等の損害保険金でありまして、3,710万8,000円ではありますが、内容は農業用集落排水施設にかかるものでございます。内訳申し上げます。八木沢地区の集落排水施設が2,860万1,000円。それから只見地区集落排水施設が850万8,000円。八木沢が28601、只見地区が8508、それぞれ千円で、農集排の施設にかかる損害保険金でございます。以下が、9ページが町債でございますが、民生費は長浜地区に予定しております小規模介護施設等の部分のもの、それから過年災は農地農林災害復旧事業にかかるものでございます。ここまでが歳入でございます。

次、10ページからご覧ください。歳出でございます。まず議会費でございますが、人件費等につきましては、人事異動等に伴うもの、以下、それ以下の款・項にかかってもそうですが、人事異動等に伴う、また昇格等に伴うものでありますので、そのように、一部、説明を省略させていただきたいと思っております。議会費につきましては、今回お願いしておりますのが費用弁償をお願いしてございますが、これは今後の先進地視察等の不足が見込まれますので、議員費用弁償をお願いしてございます。それに随行する職員の普通旅費も増額をお願いしてございます。それらに関しまして、バスの運転委託料と借上料等も増額をお願いしてございます。

11ページが総務費になります。総務費につきましては、一般管理費でございます。これにつきましては先ほど申し上げた内容でございます。ずっと、12ページの備品購入費につきましては、公用車、カルディナという車使用しておりましたが、非常に老朽化が進んで、修理・修理でまいりましたが、今般、買い替えをお願いしたいということで、機械器具費として186万7,000円、それから自動車重量税と併せてお願いしてございます。一般管理費の中でお願いしております。企画費につきましては、非常勤職員報酬ということで、行政機構改革審議会委員をご委嘱して、今後、その審議をお願いするということを考えておりますので、そのための報酬、費用弁償等をお願いしてございます。次、13ページでござい

ます。これにつきましては、区長連絡協議会補助金でございます。113万4,000円お願いしておりますが、これは23年7月豪雨災害のときの浸水深、水がどこまで押し寄せたかという、浸水深の標識設置事業ということで、それぞれ区長連絡協議会の補助金という形で通じて、各集落のほうに補助していきたいということでもあります。それから、ユネスコエコパークの推進費につきましては、一般質問等でもご提言いただきました。そういったことで伝承産品ブランド化の支援事業ということで、ここに150万、予算をお願いしております。情報システム管理費につきましては、光ケーブル支障移転工事ということで、これにつきましては中の橋、小林地内の中の橋の関係でございます。それから負担金も同じでございます。分庁舎管理費も、これは保険料、共済費にかかる分でございます。

以下、只見地区センター費からそれぞれ説明をさせていただきます。

- 只見地区センター長（馬場博美君） 続きます、只見地区センター費であります、13ページの下段から次ページの、14ページの上段までになっておりますが、こちらについてはまちづくり推進員の報酬を減額させていただきまして、臨時職員1名増による関係の補正でありますのでよろしくお願いたします。
- 朝日地区センター長（馬場さき子君） 朝日地区センター費についてご説明いたします。4万5,000円、賃金をお願いしておりますが、これは人事異動等に伴いまして事務引継ぎに要した期間、臨時職員を雇用させていただいた分にかかる賃金でございます。よろしくお願いたします。
- 明和地区センター長（横山加津也君） 明和地区センター費でございます。9の旅費ですが、この費用弁償、非常勤特別職費用弁償ということで、今年度行います明和地区の集落点検ワークショップにかかる講師の旅費でございます。尚、この講師の報償費につきましては、これは電源地域振興センターの専門家派遣事業という事業を使って講師をお呼びするものでありますので、報償費については町での負担はございません。そして18番、備品購入費ですが、明和地区センターには現在、AV機器と呼ばれるものがVHSテープの録画再生をする機械しかございませんので、毎週月曜日に保育所に入る前の児童を連れて、明和地区センターの和室などで若いお母様方が子供を連れて遊ばせるというような会等を行っておりまして、その時にDVDあるいはブルーレイディスクを見られるような機械が1台あればということで購入をお願いするものであります。また、これは地区センター事業の撮影したもののダビング等にも利用させていただこうという考えでございます。よろしくお願いたします。
- 町民生活課長（新國元久君） 続きます、項の2、徴税费。目の1、町税総務費でありま

す。これにつきましては職員の定期人事異動に伴います所要の補正をお願いするものであります。続きまして、15ページ、項の3、戸籍住民基本台帳費。目の1、戸籍住民基本台帳費であります。これにつきましても、概ね、職員の定期人事異動に伴う所要の補正をお願いするものであります。尚、このうち超勤手当につきましては、4月の会議で議決をいただきました被災者生活再建支援の支援事業、これが新たな業務として発生をいたしましたので、それにかかります超勤手当をお願いするものであります。

○保健福祉課長（矢沢明伸君） 続きまして、15ページの下段になりますが、民生費。まず社会福祉総務費でございますが、報酬4万6,000円の増をお願いしております。これにつきましては、民生児童委員の推薦会委員ということでの報酬でございますが、今年度、民生委員の一斉改正になります。当初、この費用について見込んでおりましたが、4月に補助員選任のための会議を1回開催をしております。で、今後、2回予定をしておりますので、その不足分の補正をお願いしております。以下、給料、職員手当については人事異動にかかるとのことでございます。16ページの19負担金、補助及び交付金でございますが、2,435万1,000円ほど補正をお願いしております。まず一つ目については、福祉施設等育成導入促進補助金35万1,000円ということで、これについては小規模多機能にかかる除雪経費にかかる実績に見合う今年度の分でございます。それから、次に、除雪支援保険事業除雪機整備補助金2,400万円ほどお願いをしておりますが、これはあの、平成19年から行っております除雪支援保険事業。それを担っていただいております事業者を育成をしなければならないということで、昨年度から除雪機の整備事業補助というのを設けております。それで今回、申請が約20件ほどございまして、ほとんどが大体、従来からの事業者でございます。従来から個人所有のものを使っていただいて、だいぶ老朽化して、今後も継続していくのが大変困難だという課題等もございまして、そういう整備事業補助金を設けたところ、今回、申請が大変多くございました。そのうち新規のほうもございましたが、朝日地区、本場に事業者が少なかった状況でございますが、6件、新規に担っていただくということで、将来的にも除雪支援保険事業を担う基盤づくりに努めていきたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思っております。それから、扶助費でございますが、除雪支援の事業給付費。これは昨年度の実績、それから給付等の増を見込みましての年度の分の必要分として200万円ほど増額をお願いしております。

○町民生活課長（新國元久君） その下段の災害弔慰金についてご説明を申し上げます。本来、国の制度で災害弔慰金、支給の対象となりますのは、災害救助法の適用になるといったよう

なことかというふうに思っておりましたが、今般、災害弔慰金の支給が行われる災害の適用の範囲という決まりがございまして、これによりますと、同一の災害によって2以上の都道府県で災害救助法が適用された場合、国内全ての市町村において当該災害により死亡等された方のご遺族に対して支給をするということになっているという通知がまいりました。つきましては、今冬に、不幸にしてお二人の方、雪による事故でお亡くなりになりました。その方々に対して災害弔慰金の支給をさせていただきたいということをお願いをするものであります。

○保健福祉課長（矢沢明伸君） 28の繰出金でございますが、これは国民健康保険事業特別会計への繰出金ということで、出産一時金ということで、出産が見込まれますので、増額の繰出しでございます。それから老人福祉費、扶助費、寝具洗濯乾燥消毒費給付費ということで、利用実績によります不足分の増額をお願いしております。それから、下段の障がい者福祉費、償還金、利子及び割引料でございますが、これは24年度の精算による返還金でございます。障がい者自立支援給付費の国庫負担金2万4,000円。それから障がい者自立支援給付費県費負担金の返還金39万9,000円という内容でございます。それから老人保健費につきましては、償還金ということで、老人保険医療費の交付金返還金3,000円をお願いしております。次に17ページでございますが、28の繰出金、訪問看護ステーション特別会計繰出金ということで、運営費500万円を減額をしております。これは給与関係にかかるものでございまして、後ほど特別会計のほうで詳細説明させていただきます。次に介護保険費でございますが、委託料200万円ということで、測量設計委託料。敷地造成の関係の委託料、当初で計上しておりますが、これは小規模特養、長浜地区に予定をしております小規模特養の関係で、その進入路にかかる分の測量設計の委託を増額をお願いしております。次に公有財産購入費ということで、歳入のほうで町債のほうでも総務課長のほうから説明しておりますが、小規模特養の用地の関係でございます。現在、用地のほうの提供もしていただけるということになりまして、現在は農用地の除外申請関係を手続き進めておりまして、用地のほうも確定をしたということで、当初でも予算とっておりますが、不足分ということで用地買収費1,026万円ほどをお願いしております。次に社会福祉活動センター費、修繕料の30万円をお願いしておりますが、4月1日から、やまびこのところでございますが、地域活動支援センターということで、毎日、障がい者のための事業を開始しております。その関係で修繕料、一般修繕料を30万円をお願いしております。

次に、民生費の児童福祉費、只見保育所費から3保育所費の補正でございますが、次ペー

ジ、18ページの上段をご覧ください。只見保育所費のほうに計測機器等更正手数料56万7,000円という予算をお願いしておりますが、これはあの、放射能の機器の更正手数料、昨年、県の事業で導入をいたしておりますが、その機器の更正手数料でございます。これについても歳入のほうで補助金ということで見込んでおります。そのほか、只見保育所、朝日保育所、明和保育所については、人事異動によります職員の人件費の補正でございます。

次に、19ページの衛生費、保健衛生総務費でございますが、こちらのほう、給料、職員手当。これにつきましても人事異動による人件費の補正でございます。それから予防費、需用費で9万2,000円ほど消耗品をお願いしておりますが、これは自殺対策グッズということでの購入費の予算でございます。

○環境整備課長（酒井恵治君） 続きまして、環境衛生費でございますが、これは職員の人件費の補正でございます。

○保健福祉課長（矢沢明伸君） 続きまして、20ページの衛生費の保健事業費であります、23の償還金利子及び割引料ということで、がん検診等推進事業国庫補助金の返還金ということで、24年度の実績精算による返還金でございます。12万4,000円をお願いしております。最後になりますが、保健センター費、需用費の修繕料。これにつきましては保健センターのボイラーの温水ヒーター修繕、それからIHヒーターの修繕、照明器具の修繕等を必要になりましたので25万円をお願いをしております。委託料については、ガラス清掃の清掃委託料ということで9万5,000円をお願いしております。

○産業振興課長（馬場一義君） 続きまして、款の6、農林水産業費です。20ページの下段になりますが、まず農業総務費。こちらは定期人事異動に伴います人件費の補正でございます。それから3の農業振興費、修繕料、そば道場。こちらは雪害によります屋根の破損の修繕でございます。次のページ、21ページにまいりまして、役務費の諸手数料。これは食品放射能簡易分析装置の更正手数料でございます。目の6、農地費、工事請負費の生態系保全地新設工事。それから農村公園新設工事。この2件でございますが、4月に県の工事単価の改定がございまして労務単価がアップになりました。その関係で不足額が生じますので、その差額を補正をさせていただくものです。それから、補助金の農業施設整備事業集落補助金。こちらは当初予算で200万円を計上させていただきましたが、集落要望のとりまとめを行いました結果、要望が多く、不足が生じる見込みとなったため増額をお願いするものでございます。

続いて、林業費の林道費にまいります。林道費は人事異動に伴います人件費の補正でござ

います。次のページ、22ページにまいりまして、水産業費の目1、水産業費。修繕料56万4,000円でございますが、これは養魚場の壁、外壁、それから屋根の修繕、こういったものがございまして、56万4,000円の補正をお願いするものでございます。

続きまして、款の7、目1、商工総務費であります。こちらは定期人事異動に伴います人件費の補正でございます。目の2、商工振興費、補助金、商店街街路灯LED化事業補助200万円でございますが、こちらは商工会が実施を予定しております街路灯のLED化事業、こちらへの補助でありまして、中小企業庁のまちづくり事業補助を活用しまして、街路灯のLED化を行われると。そのうちの一部を町が支援をすると、そういった内容でございます。次のページ、23ページにまいりまして、目3、観光費、工事請負費で恵みの森木橋設置工事。こちら恵みの森の入口付近にあります木橋が雨による増水で破損しまして老朽化しておりましたので、新規に設置を行うための工事でございます。目5、観光施設費。需要費の電気料でございますが、蒲生地区観光情報ステーションに自動販売機の設置を行いました。その関係で電気料の増額を見込んで補正をお願いするものでございます。修繕料の122万6,000円でございますが、いくつか内訳ございまして、旅行村の民家の屋根の修繕。こちらが71万円。それから河井記念館のトイレ。それから案内看板。これらの修繕としまして33万2,000円。それから蒲生岳の看板の修繕18万4,000円。こういったもので合計の122万6,000円の補正をお願いするものであります。繰出金につきましては、観光施設事業特会への繰出金ということで特会のほうで説明をさせていただきたいと思っております。

○環境整備課長（酒井恵治君） 続きまして、土木費でございます。土木総務費につきましては、人件費にかかるものの補正でございます。24ページ、道路維持費でございますが、工事請負費。昨年から今年にかけての豪雪、昨年らしいの災害復旧での大型車の通行増に伴います路面の補修、横断構等の補修が生じておりますので補正をお願いしたところでございます。

住宅管理費につきましては、克雪対策事業補助金の増額でございます。全体の申請で85件申請がございます。当初、2,000万の予算でございましたが、25件をこの700万の中でできるようにしたいというふうに考えております。よろしく願いいたします。

以上です。

○町民生活課長（新國元久君） 続きまして、24ページ、款の9、消防費。項の1、消防費、目の1、非常備消防総務費であります。報酬、職員手当等につきましては6月30日に予定をしております防災訓練。これに伴います消防団員の出勤手当、そして職員の、休日であり

ますから出勤をいただく職員の手当等をお願いするものであります。共済費、賃金につきましては、職員の定期人事異動の折に臨時職員配置になりましたので、その人件費の所要の補正をお願いするものであります。需用費につきましては、これも防災訓練に伴います消耗品、賄材料をお願いするものであります。消耗品につきましては町民の方々の防災意識の高揚を図りたいということから、非常持ち出し用の袋、これを訓練に先駆けて全戸配布をしたいということで計画をしております。併せまして、本部対応の職員、これが一般の方と職員の識別がつかますように、チョッキとといいますか、ベストとといいますか、こう、着るようなもので、蛍光色のもので、災害対策本部の職員だというふうにわかるものを配置したいと。もう1点は備蓄用の保存水であります。これにつきましても、少しずつ備蓄しながらローテーションをして、量をそろえていきたいということであります。賄材料につきましては、当日の訓練で炊き出しを予定をしております。それに伴います賄いの材料であります。役務費につきましては車検申請の手数料。これはリサイクル料の分ではありますが、当初予算で消防ポンプ車の更新お願いをさせていただきました。その部分のリサイクル料、大変申し訳ありませんでしたが、漏れておりましたので、今般お願いをするものであります。使用料及び賃借料です。自動車等借上料ですが、これにつきましては、8月1日・2日という予定で中越大震災ネットワークおぢやの総会が季の郷湯ら里で開催されるという運びになりました。つきましては、新幹線等で、全国70の自治体から、加盟の自治体であります。そこから職員の方々、お見えになる予定でありますので、新幹線等の乗り継ぎの関係もありまして、浦佐方面、あるいは那須塩原方面あるかもしれませんが、そういった場合、自動車の配車をお願いをするものであります。重機等の借上げにつきましては、4月に火災が発生をいたしました。その折に家屋取り壊し等の為に重機を借用させていただきました。今後も火災発生に備えてこういったものの予算化をお願いをするものであります。備品購入費であります。機械器具購入費。これにつきましては、防災無線の個別受信機30台の購入をさせていただきたいという内容であります。公課費、重量税につきましては、車検等に伴います重量税の不足分3,000円をお願いするものであります。

以上です。

○教育次長（渡部公三君） 続きまして、教育費を説明申し上げます。25ページの下段からになります。教育総務費の2目の事務局費でございますが、給料からはじまりまして26ページにかかります共済費まで、いずれも人事異動、定期人事異動による所要の補正でございます。よろしく願いいたします。

26 ページ中段であります。小学校費です。2 目の教育振興費であります。賃金を 163 万 8,000 円ほど減額しております。内容的には臨時雇いの職員の賃金 175 万とありますが、減額です。これは只見小学校の複式学級の講師を通年分、町が計画しておりましたが、人数の確定等によりまして県のほうの負担 700 時間対応できるという、これ、人事異動の結果であります。よって、175 万、町の持ち出し分を減額するものでございます。その下段であります。特別支援教育支援員の賃金は人事異動によります通勤費の増額でございます。

続きまして、中学校費に移ります。2 目の教育振興費であります。教育振興費。これも中学校に新たに講師を採用しております。これも教員人事によります手当てでございますが、そのための 4 の共済費から 27 の 8 の報償費まで、いずれも講師の賃金、人件費による補正でございます。よろしく申し上げます。

それから、27 ページの中段、社会教育費であります。1 目の社会教育総務費であります。これにつきましては、社会教育指導員の人事異動によります費用弁償の補正をお願いしております。13 の委託料につきましては、文化財資料等配布業務委託料ということで、過半、完成しました只見学の成果品の配布をここで委託料をお願いしております。続きまして、2 目の文化財保護費であります。文化財保護費につきましては、これにつきましても、人事異動等によります共済費のお願いをするものでございます。3 目、考古館費であります。修繕料 60 万お願いしてございます。裏側の 28 ページの保健体育費の 2 目の体育施設費の、こちらも修繕料が 20 万お願いしておりますが、これ、いずれも考古館、それから町下の管理棟、それぞれ雪害に遭いまして、その修繕費をお願いするものであります。現在、応急処置をしておりまして、修繕工事完了後に保険の手続きに入るといように予定をしております。続きまして、3 目の給食センター費であります。人事異動等によります共済費をお願いするものでございます。

以上、よろしくお願いいいたします。

○産業振興課長（馬場一義君） 続きまして、款の 11、災害復旧費でございます。項 2、農林水産業施設災害復旧費、目の 3、農地農業用施設過年災害復旧費であります。まず共済費につきましては人事異動に伴います雇用保険料の増額であります。13 の委託料、測量設計委託料 150 万であります。雪消え後に現場を確認しました結果、新たな測量設計が必要と確認された箇所が 3 箇所ございまして、そちらの測量設計を行うための増額補正をお願いするものであります。それから 17 の土地購入費、用地買収費 17 万 2,000 円でありま

すが、阿弥陀堂地区の排水路の復旧工事におきまして、公図の確認をいたしましたところ、其処地に民地の個所が発見されたということがありまして、その部分の用地買収を行うための予算でございます。目の4、林道過年災害復旧費。まず給料、職員手当、次のページ、29ページの共済費まで。こちらにつきましては、定期人事異動に伴います人件費の補正をお願いするものであります。それから29ページ中段の委託料、測量設計委託料913万円でありますけれども、こちらも林野庁支持の下、現場精査を実施しましたところ、新たな増破が確認されたと、そういった個所と、残事業調査というものを受けるための調査業務を追加しなければならない、そういうようなことが確認をされまして、913万円の増額補正をお願いするものであります。それから、22補償金、物件移転等補償費50万円でありますけれども、林道黒谷線の未工区の個所におきまして、施工性を高めるために設計変更を検討しております。その際、仮設道路の設置を予定しておりまして、そのために立木補償が生じるということで50万円の増額の補正をお願いしております。よろしくお願ひいたします。

○総務企画課長（渡部勇夫君） 29ページの予備費でございます。

以上の予算を編成するにあたりまして、その後、予備費9,433万3,000円を増額し、計といたしまして1億3,572万1,000円としたところでございます。

30ページにつきましては、給与費明細書、特別職でございます。31ページについては一般職でございますので、それぞれご覧いただきたいと思ひます。

以上、よろしくお願ひいたします。

○議長（齋藤邦夫君） それでは、これから質疑を行います。

11番、山岸フミ子君。

まずページを申し上げます。ページを。

質問個所のページをおっしゃってください。

○11番（山岸フミ子君） はい、わかりました。

24ページの土木費の住宅費というところですが、私も毎回これを問題視しておりますが、克雪対策事業補助金というところですが、まあ、先般も一般質問やら質疑の中で屋根の塗装のことを質問しておりますけれども、その答弁は心してやっていくというような答弁があったかと思うんですけれども、まあ今回、議会の中でもそのことについて9番議員がおっしゃっていたかと思ひますけれども、雪深い只見では、この屋根の塗装、ペンキ塗りは欠かせないものだと私は思ひます。それで、9番議員の質問でも町に住むことの不利をなくすということの、これは具体策ではないかと私は思っております。で、この国の社会資本総合

交付金を活用し、ということを再三言っておりますが、その中でもそのペンキ塗りも該当するものであるようです。再度お聞きしますが、この克雪対策の屋根の塗装、これには屋根の、町の独自のもの、屋根のぐしですか、その破損したところの修理をするというところは入っておりますが、同じようなものだと私はと思いますが、また町のお考えを聞いてみたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（齋藤邦夫君） 環境整備課長。

○環境整備課長（酒井恵治君） 克雪対策事業の趣旨といたしましては、議員おっしゃったとおりでございます。まず屋根改良、屋根の雪処理、あとは消雪関係でございます。今年度、新たに非住家におきましても危険屋根の雪止めを設置を提案をさせていただきます、今現在、それに取り組んでおるところでございます。以前、その屋根塗装の話が議員からございましたが、その克雪対策、特に屋根雪対策に対しては心して実施しなければならないということでございますが、その拡充を今年度したものでございます。

以上です。

○議長（齋藤邦夫君） 11番、山岸フミ子君。

○11番（山岸フミ子君） 今、拡充したということをおっしゃってますが、その中身の問題ですよね。その中身、塗装は入るかどうかということだと思うんですが。町長いかがですか。

○議長（齋藤邦夫君） 町長。

○町長（目黒吉久君） 全てがいろいろ、克雪対策という中で、中身、質ということで織り込めればよいということだろうと思います。ただ、今言っているように喫緊の課題としての克雪対策の落雪ができる状況と、また危険家屋、または車庫等々の対策とっているわけですが、今の段階での、ひとつの屋根の塗装につきましては、基本的には通常の個々の資産である住宅の維持管理という捉え方をしております。しかし、そうは言いましても、今後どういう推移なり、高齢化の流れの中で、または社会状況の中でどう扱っていくかは考えるべき課題だろうというふうには認識しておりますが、とりあえず今の段階では、今申し上げさせていただいている内容での克雪対策をまずもって優先的に先行してやらせていただきたいというふうに思います。これもやはり、ひとつひとつの事業の中身の段階的な取組みということでの優先順位としては、今執り行っている中身で考えさせていただき、そして、一般的に、先ほど申し上げましたように、屋根の塗装分野は維持管理的な分野だというふうに基本的には認識はしておりますが、その推移の事業の進捗、推移、そういったものを踏まえながら、それは課題として捉えて考えていくこともあろうというふうには思っておりますので、ご理解願

いたいと思います。

○議長（齋藤邦夫君） 11番、3回目です。

○11番（山岸フミ子君） 維持管理ということで、毎回そういう答弁ですが、是非これを、住宅リフォームという、全国でこれをやられておりますが、それは社会総合整備交付金というところでやられておりますけども、そういう、全部含めたものをどうしてできない、もう個々に、バラバラにやっているような感じがしますが、総合的に考えてやっていただきたいと思います。それからその克雪対策のことですが、今やられているその事業というところで、町民から、お金のある人はぱっと飛びついてやれるが、そうでない、どうしようかなって、ちょっと戸惑っている人には、ちょっと時期がずれてしまったり、申請が遅れてしまったりということで、受けられないという、そういう声も聞きますが、そこら辺はどのように取り扱っていかれるかお聞きしたいと思います。

○議長（齋藤邦夫君） 環境整備課長。

○環境整備課長（酒井恵治君） 今年度、85件の申請がありました中では、やはり一年中申し込みを受け付けるということは、予算の執行上無理だということですので期限を切らせていただきまして申請を受け付けております。その中でもやはり、書類だけではなく、こういうことを考えているとか、今、議員おっしゃいました資金面での様々な理由がございますが、その中でも、どうしたらいいのかということも相談には来ておられる方、何件かおりますので、その現地に赴きまして相談に乗っているということがございます。まあ、今年、申請をどうするかということで、間に合わなかった方に対しましては、まあ来年度の話になりますけども、これが継続されるのであれば、その中で申請をさせていただきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（齋藤邦夫君） ほかにありませんか。

5番、目黒仁也君。

○5番（目黒仁也君） ページがですね、まず12ページの企画費の報酬、行革審議会の委員報酬。今年のこの行革審の仕事の内容を教えてください。そして、ページがですね、22ページの水産業費の修繕料であります。これ養魚場というお話でございました。偶さか、ここに管理者の方がいらっしゃるんで、ちょっと喋りづらいこともありますが、例えばあの、指定管理の中では光熱費だとか、いわゆる修繕料だとか、いわゆる公の施設の維持管理するための最低の維持管理費というのがあります。で、それらを基にいわゆる管理者

との様々な協議の中で指定管理料を算定されて契約をして維持管理にあられるという流れだと思っております。まあ、たぶん、他の観光施設、全てそういったルールの中でやられるという中で、たぶん養魚場が一番最初の、いわゆる指定管理という制度の中に載った場所でありまして、たぶん、非常に老朽化もしている中で、まあ、無償で貸すからやってくれやというようなたぶん、流れでずっときていると思うんですよ。で、やっぱりここも、ほかの施設と同じような、やはり基本的な維持管理費を算定された上で、やっぱり同じルールでやっぱりやっていくべきではないんでしょうかというふうに思っております。この点、お伺いをいたします。

○議長（齋藤邦夫君） 総務企画課長。

○総務企画課長（渡部勇夫君） ご質問いただきました12ページの行政機構改革審議会委員の関係でお答えいたします。議員ご承知のように、現在の行政改革大綱は平成15年3月に策定したものでございます。その後、10年を経過し、新たな大綱の策定が必要であると。あと、一般質問等々でもいろいろご質問、ご提言いただいております。そういったことで新たな行政需要と申しますか、行政課題に対応できる組織を見直して構築していかなければいけないというところから、今回、この予算をお願いして、その審議をお願いしたいというふうに考えて提案したものでございます。

○議長（齋藤邦夫君） 産業振興課長。

○産業振興課長（馬場一義君） ページ22ページ、水産業費の養魚場の指定管理の関係でございますけれども、こちらの建物、おっしゃいますように大変古い建物にはなっております。指定管理につきましては、ほかの指定管理物件と同じような取扱いということで、公募をしまして、その結果、応募をされた方から候補者を選定しまして、それを議会の決定をいただいた後に、その指定管理の基本協定を締結をすると、そういったような流れで実施をしておりますので、まあ、施設は古くなっておりますけれども、指定管理の手続き上としましては、ほかの施設関係と同じようにその指定管理をお願いをしたいと、そういう現状にございます。

○議長（齋藤邦夫君） 5番、目黒仁也君。

○5番（目黒仁也君） 12ページについては大綱の見直しということでわかりました。

指定管理につきましては、ちょっとわからなかったんですけども、いわゆる最低の管理料というのは発生しないんですか。

○議長（齋藤邦夫君） 産業振興課長。

○産業振興課長（馬場一義君） その管理料につきましては、公募をした中でご提案をいただ

くと。で、ご提案をいただいて、その結果、そのご提案をいただいた金額を基に町のほうと協議を行いまして、その結果、協議で調整された結果が今の現状になっておりますので、最初から町のほうで示した金額に基づいて、その指定管理をお願いするというような性質になっておりませんので、今のような指定管理の状況となつてございます。

○議長（齋藤邦夫君） 最後です。

目黒仁也君。

○5番（目黒仁也君） 最後であります、今の契約期間がいつ満了だかはわかりませんが、今申しましたような観点も、次回のいわゆる更改の時期には是非、ご検討をいただきたいと思つています。

以上です。

○議長（齋藤邦夫君） 産業振興課長。

○産業振興課長（馬場一義君） 今ほどいただきましたご意見踏まえまして、次回の更新時期にはその指定管理のあり方といったものを検討してまいりたいと思つております。

○議長（齋藤邦夫君） ほかにございませつか。

1番、酒井右一君。

○1番（酒井右一君） 19ページの予防費ということですが、出納閉鎖が過ぎてしまつて、実質まあ、これは、この24年度の中で執行できる話ではないかと思つてんですが、今、盛んに風疹について、史上稀に見る流行状態であるということで昨日もNHKでやっておりましたが、風疹の感染者がどのくらいだったのか。その対策が24年度のこの補正予算に至るまでの間に、風疹の脅威に対してどのような予防策があつたのか、ちょっと教えていただきたい。風疹にかかつた方がどのくらいいらっしゃるのか。比較をしていただければ、またありがたいんですが、お願いします。

○議長（齋藤邦夫君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（矢沢明伸君） 風疹の状況については、マスコミ等で、ニュース等でも広報されておりますが、町内では現在のところ、確認しておるのは、1名あつたという情報は、1名はあつたという情報は聞いておりますが、全国的には神奈川だとか、あとは関西のほうだとか、そちらのほうが大変、100人だとか、結構多い状況ですが、東北地方ではまだ、多い状況というのは示されておられません。これに対する予防というのは特に町のほうとしては、通常の広報とか、そういう部分のみで、特別な対応というのはいたしておられません。それから、保健所のほうからも、これについて、町村のほうで特別な対策をしろというふうな

まだ指導も入っておりません。

○議長（齋藤邦夫君） 1 番、酒井右一君。

○1 番（酒井右一君） 今の予防費と、その29ページの予備費の関係もありまして、お伺いするわけですが、だいぶ大きな予備費が、これ出納閉鎖終わってますので、これそっくりおそらく、決算期には、まあそれなりの法的な処理に従っていくんだと思います。この風疹については、昨日の報道でやりましたけれども、取組みの遅れによって、結果してみたら大変だったというようなことがありますので、この予備費からみて、25年の、いわゆる予算補正という中にでも、風疹対策として考えられるものは上げられると思いますので、是非その風疹対策を、蔓延してしまってから、今、劇症期だそうですね。漫延期だそうですね、何らかの予防的対策を考えていただいて、後でしまったと思わないようにしていただきたいなど、この予備費を思いながらそう思うわけです。よろしくお願いします。

以上です。

○議長（齋藤邦夫君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（矢沢明伸君） 風疹対策については、国のほうからの情報としまして、今年だいぶ、通常、昨年よりも、4倍近い、こう、流行というんですか、状況があるようです。ワクチンも現在のところ、不足ぎみということで製造業者のほうにも前倒しで製造をお願いしているというような情報も入っております。それで、現在のところ、妊産婦ですとか、あとはその旦那さんですとか、そういう方を優先して接種をするような国のほうからの通知は入っておりますが、そういう中で全体的なこう、ワクチンの供給等含めて、あと国、それから保健所等の情報をいただきながら、風疹対策、どのようにやっていったらよいか。その辺を踏まえながら検討していきたいと思います。

○議長（齋藤邦夫君） 3 回目。

酒井右一君。

○1 番（酒井右一君） 2 回目で止めてよかったんですが、その、過去に子宮頸がんワクチンを、まだ町単でやらざるを得ない時期にやって、その後、国・県が制度化した経過がありまして、何もあの、国・県が指針を出さなくても、大切な問題でありますし、経過を見れば風疹というのは義務的接種を経て任意になっておりますので、世代間によっては抗体が違うんだそうでありますから、その辺、こだわるようですが、予備費がありますので、予備費というのは、普通、総務課長に聞きますと、5・6千万ぐらいかなというふうに話をされていましたが、そんなこともありますので、積極的に町として、国・県がどうかというのもわかり

ますけれども、子宮頸がん、過去に取り組まれたように積極的な取組みを、企画を立てて実践していただきたいと思うわけです。その件について、一般質問のようになってしましますが、よろしくお願いします。

○議長（齋藤邦夫君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（矢沢明伸君） ワクチン接種については、町村のほうで、じゃあ、どの年齢にするかという部分もいろいろ検討しなければならない部分がございます。今日のニュースでもあったかと思うんですが、アメリカのほうでは風疹の発生率ゼロというふうな状況だったそうです。なぜかといいますと、それはもう低年齢、低い年齢の時に接種をしたことが現在に至っているというふうな状況があるそうです。日本の場合は、年齢、ある程度になってから接種したり、あとはやらなかったりとか、そういう状況があって今回の状況があったんじゃないかというふうな話もございますので、そういう状況も踏まえながら、あとはワクチンの、国・県のほうからの情報をいただきながら、相対的に検討していきたいと思います。

○議長（齋藤邦夫君） ほかにございませんか。

10番、佐藤孝義君。

○10番（佐藤孝義君） ページ21ページですね、農地費の工事請負費の中に、生態系保全地新設工事っていう名前あるんですけど、これ、生態系保全で、なんか新たな、その重要な生態系みつかったのか。そこを保存するのか。そうでないのか。それ、ちょっと詳しくお願いします。

○議長（齋藤邦夫君） 産業振興課長。

○産業振興課長（馬場一義君） 21ページの生態系保全地新設工事につきましてではありますが、これはあの、中朝日地区、黒谷と上福井の圃場整備工事の関連として実施を予定しているものでございます。ご存知のように圃場整備工事を今年度、施工をしている最中でございますけれども、元々のその圃場の中にいた水生生物、水生昆虫など、そういった貴重な生き物達を守ろうということでありまして、場所的には給食センターの下流側といいますか、保育所の道路を挟んだ上側といいますか、あの場所になるんですけれども、圃場整備の中で環境の、水生生物関係の環境を守った上で、それを一箇所にとまとめて残す場所をつくっていきましょうということ、新たに設けるものでありまして、特別あの、新しいものが見つかったというよりは、今いる貴重な生き物達を別な場所できちんと残しましょうということ、つくるものであります。近くに保育所・小中学校もありますので、できればそういったその自然観察等にも活かしてまいりたいと、そういう目的で設置をするものでございます。

○議長（齋藤邦夫君） 10番。

○10番（佐藤孝義君） 場所、内容、聞いてわかりました。ということは、あそこ、場所は給食センターの下一帯ですよ。わさび、ちょっとやって失敗したところとか、あの辺ですね。あの辺、そのまま、結局、圃場整備をしないということなんですか。ちょっと今の状態にして、ちょっと具合よく観察できるような、公園みたいにしてつくるっていう、そういうことなんですか。あそこは簡単な区画整備はしない、圃場整備しない、それで残すということなんですか。

○議長（齋藤邦夫君） 産業振興課長。

○産業振興課長（馬場一義君） あの一段におきまして、全てあの、生態系保全地域にするというわけではありませんで、下流側のほうは大きな区画の田んぼに整理をし直すと、そのうち一部を、この生態系保全地域として、新しくつくるということで、従来のこの小さな田んぼの田型を残したままではなく、それでも、なるべくその、人口的な形にならないように、自然な形で、池、池までいくかどうか、その、まあ自然なその溜まり水っていうんですかね、そういったようなものを整理して、生き物達が生きる環境を残しておこうと、そういうものでございます。

○議長（齋藤邦夫君） 10番、佐藤孝義君。

○10番（佐藤孝義君） 了解しました。理解しました。ありがとうございます。

○議長（齋藤邦夫君） ほかにありませんか。

4番、中野大徳君。

○4番（中野大徳君） ページ12ページ、確認なんですけども、備品の購入費。修理費がかさんで公用車を買換えるということで186万7,000円。これは買取なのか。リースなのか。まず確認します。

それからもう1点。16ページ、除雪支援保険事業の整備費2,400万であります。先ほどの説明ですと申請で20件、今回、新しく申請なされた20件で、これでトータルで何業者といますか、何人といますか、になったのか。と、それから今回の申請で、要するに申請はしてみたがだめになったとか、もしあればお知らせいただきたい。そして、この前の冬の実績で結構ですので、何人の方が業者に頼まれておられるのか。そうしますと大体、平均で何件くらい受けられているのかということをお伺いします。

2点お願いします。

○議長（齋藤邦夫君） 総務企画課長。

○総務企画課長（渡部勇夫君） ご質問いただきました12ページの備品購入費186万7,000円につきましては、これは公用車、買取をお願いしております。

○議長（齋藤邦夫君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（矢沢明伸君） 今回の補正でお願いしております除雪機の整備事業補助金。これについては先ほど申し上げましたように、今回の申請20件ございます。それである、既に事業を担っていただいている方が12件で、新規の方が8件ということでございます。昨年も4件ほど申請ございまして、現在のところ24件ございます。ほとんどの、今回の、既にやっていらっしゃる方含めて、ほとんどの事業者がこの機会に機械を整備したいというふうな状況のようです。あと申請をして、却下というか、漏れたというか、そういう状況は今回ございません。申請でこういうふうに機械を購入してまた担っていきたいというような、そういう意向ですので、それについて今回、予算をお願いしたいということです。で、この事業で整備をしていただくということは除雪支援保険事業に参画していただくというのが条件でございますので、将来的にもその担う基盤がこれでまたしっかりできたのかなというふうな状況でございます。

それから、利用者でございますが、ちょっとお待ち下さい。昨年度、24年度は、全部で186件ですか。186件ほどの利用がございました。前々年ですと100件以下、120件、140件程度でこう、推移してきたわけなんです、昨年あたりから事業者、ちょっと、いっぱいやっていただくところも出てきましたので、あと除雪支援保険事業のこの機器の購入も昨年から導入した経過がございました。それからあと、県の地域支え合いの関係だとかも含めて、全部で25事業者ですか、それくらいの事業者ございますので、そういう面も含めて、利用も増えたのかなというふうに考えております。そしてあと、先ほど申し上げましたが、朝日地区の事業者が本当に少ない状況でしたが、今回、新規で6件ほど、朝日地区のほうでこの事業に参画したいというような申し出での申請がございまして、そういう部分含めて、ある程度こう、**網羅**ができるんじゃないかなというふうに考えております。

○議長（齋藤邦夫君） 4番、中野大徳君。

○4番（中野大徳君） 12ページの、買取だということですが、前回、その公用車の考え方で、リースのほうが経費が安くて、リースを勧める、リース車を勧めるような説明をいただいたような気がするんですけども、公用車のその、これからの考え方といいますか、を教えてください。

そして、除雪支援のほうはですね、今回、業者も増えるし、当然、機械も新しいものにな

るということで、まあ期待してますけども、中にはあの、家によっては飛ばすところがなくて、除雪を頼んでも受けてもらえないというところもあります。そして、今回のその、集落で今度、そういうところは申請して買って、やってあげようという動きらしいんですけども、まあ、そういったところ、どうしても、なんていうんですか、雪を飛ばすところがなくて、一人暮らしの女性の方なんで、集落で今度その、別の事業のほうで機械を入れて、お手伝いをしてあげるということだそうですが、まあ、そういった条件の悪いところも今度は料金は一律になったというようなお話も聞いたんですが、例えば、今までその、入叶津とか蒲生のほうは、少し、その、料金が高めであって、朝日地区のほうはちょっと、それは一律にしたということはお聞きしたんですが、それをお聞きします。

○議長（齋藤邦夫君） 総務企画課長。

○総務企画課長（渡部勇夫君） 12ページの公用車の関係ですが、これにつきましては、リース対応の車と買取り対応の車と二つあります。これからどうしていくのかという趣旨にも繋がってくるかと思いますが、でき得れば、入札手続きを勿論経て、町内の業者さんから購入したいと、そういう方向に持っていきたいとは思っております。ただ、過去には町の正規職員で運転手の方5人おられるという時代もございました。が、今は一人しかおりません。そういった面で管理の問題とか、様々な点できちんと管理をして乗っていくのが当たり前ですが、そういったいろんな状況から全てに関して的確に可能かということもちょっと、一部不安もありますので、あとはキロ数等によって、場合によってはリースを使っておりますが、やはりいろんなことを検討していく中では、でき得れば、随時こう、町内業者から入札手続きを経て購入できればいいなと思っておりますが、いろんな諸条件がありますので、一挙にそれが進むかどうかわかりませんが、徐々にそういった方向で検討を進めてみたいというふうには考えております。

○議長（齋藤邦夫君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（矢沢明伸君） 除雪支援保険事業の作業料金の関係ですが、24年度から3地区、若干こう、差がありましたが、24年度から同一料金にさせていただきました。それというのは、19年度から除雪支援保険事業実施をしてまいった中で、やはり除雪支援保険事業の事業者が、ある程度こう、万遍にやるという状況じゃなくて、例えば只見地区の事業者の方が朝日、明和の方が朝日のほうとか、それぞれ地区をまたがって行くと、そうすると大変、移動の距離とか、そういう部分がかかるという状況もございます。それからあとは、いわゆる家屋の状況が一律、同じ状況じゃないということもございまして、確かに全体的に

雪の量は、叶津とか、そちらのほうが多くて、あとは明和のほうに行くと少ないという状況もございしますが、ただ、よく見ますと、布沢とか、あと塩ノ岐のほうも結構、雪の量もございします。そういうものを全体的に加味しまして、除雪作業については一定の程度と同じような状況にしていくことが妥当じゃないかということで、それ、なかなか全て、それで解決できるものではございませんが、今までの状況を含めて、段階を設けなくて、作業量の関係もございします。いろいろの課題もございしますが、まず料金を一本化して、その中での対応をしていこうということで、今回、そういうふうにさせていただきました。

○議長（齋藤邦夫君） 4番、中野大徳君。

○4番（中野大徳君） まあ除雪支援のほうはわかりました。

公用車なんですけども、そういった考え方でよろしいかと思うんですが、できればあの、例えば、今、ハイブリット車とか、自然首都を謳っている只見ですので、公用車なんかは、僕はもうハイブリットのほうがいいんじゃないかなと、別にそんな高い値段でもありませんし、このぐらい、同じですから、そういったふうに町から自然首都を謳っているのであれば、全部、例えばプリウスとか、そういったもののほうが只見町には似合うんじゃないかなと思いましたがご検討下さい。

以上です。

○議長（齋藤邦夫君） 総務企画課長。

○総務企画課長（渡部勇夫君） 本当に貴重なご提言ありがとうございます。実はブナセンターの公用車につきましては、ハイブリットの車で今手続きして、間もなく入ってくると思いますが、ほかの車につきましても、議員おっしゃるように自然首都を標榜しているわけですから、そういったことで、なるべくそういった車の選定にあたられるように努めていきたいと思っております。

○議長（齋藤邦夫君） ほかにございせんか。

3番、小沼信孝君。

○3番（小沼信孝君） 13ページのユネスコエコパーク推進費、伝承産品ブランド化支援補助金150万。これあの、私、一般質問でもその推進費の具体的な内容ということをお伺いして、具体的な内容は聞かなかったんですが、まあ大筋、その人件費。それから講演会費かな、それから費用弁償。その中に補助金という部分があったと思うんですが、そういったのを利用できなかったものか。それからまあ、プロジェクトチームをつくって、考えて、これからどうしようかということで新しく出てきたものか。なんだかこう、その都度その都度

出てくるんでは、ちょっと場当たりのような感じがするんですが、その辺をひとつお伺いしたいと思いますが。

もう1点はですね、今、10番議員おっしゃった21ページですね、生態系保全地新設工事なんですが、これあの、今説明受けて、皆さん、初めての方もいらっしゃいますが、経済委員会のほうに説明あった際に、地域の住民の方からいろいろな意見があつて、それから、保育所・学校のほうからも、池はちょっと危ないんじゃないかという話があつて、これから説明会をしてということだったんで、その後の結果がわかれば教えていただきたいと思えます。

○議長（齋藤邦夫君） 総務企画課長。

○総務企画課長（渡部勇夫君） 13ページのユネスコエコパーク推進費、ブランド化支援補助金ということで、議員おっしゃるように補正という形でなくて、当初から全部、計画したものを上げるというのが本来であるというふうに思っております。決して、場当たりのというふうには思っておりませんが、まあそういった予算の要求の提案の仕方からすれば、そういう言い方にもなってしまうのかなということで、今後、ひとつそれは、なるべく気をつけていきたいということ1点。

それから、特に昨日の一般質問、一昨日も含めまして、一般質問等にありましたそのつる細工等のこと含めて、そういった、今、自主的にブナセンター等を会場としてやっておられる方もございます。そういった、これからの方もおられると思いますが、そういった、つる細工に限ったわけではありませんが、伝承産品について積極的に取り組んでいただける方に対して、奨励する意味でこういった補助金を是非使わせていただきたいということをお願いしております。

○議長（齋藤邦夫君） 産業振興課長。

○産業振興課長（馬場一義君） 21ページの生態系保全地新設工事の件に関しましてですが、大きな池、ため池までいくようなものをつくると、やはり危険だといったようなご意見はいただいております。先日あの、担当のほうと、それから小学校・中学校・保育所、それから教育委員会の方含めまして、仮の設計書案を基に意見交換を行いました。その中身としましては、ため池といわれるようなほどの大規模なものまではいかないんですけども、念には念を入れて、柵は設置をしましょうといったようなことで、意見の調整を図ったところがあります。あとは、その地元の方々、事業組合の方々と調整が残っておりますけども、規模的には概ね20センチから30センチ程度の深さ、一部その中心地において50センチ程度の

深さの部分が出てくると、そういったものでありますので、危険性としては皆無ではありませんけれども、その、いわゆるため池を、1メートルも2メートルもあるような、そういったものにはなりません、安全対策を万全にという意味合いから柵を設置する形で、あと地元の方との調整を図っていく段階に入っております。

○議長（齋藤邦夫君） 3番、小沼信孝君。

○3番（小沼信孝君） まずユネスコエコパーク推進費のほうなんです、つる細工という話が出てきてというお答えでしたが、当然、つる細工のその事業をしていたのは昨年から実施していて、ブナセンターでやっていたと思うんで、やはりこういうのは事前にその当初予算で上げていただかないと、これでまた、検討委員会なり、プロジェクトチームで、なんかこれをしたほうがいいんじゃないかということで、毎回毎回、補正予算に上がってくるようでは、いくら推進費があっても足りないような状況なんで、その辺はしっかりしていただきたいと思います。

それから今の、生態系保全地域の件ですが、やはりあの、生態系保全地域として、水生生物なり、その他のものを保護するとなれば、やはりその、それなりの見栄えというか、そこに鉄骨の柵があつたりなんかするんじゃないか、やっぱりちょっといかなことかと思いますが、あと集落の人にとっては、ため池的なものをほしいと、水が少なくてそういったのをほしいというようなことを聞けば、なかなかうまくは調整がいかないとは思いますが、その辺はやはり、生態系保全地ということでいくなれば、やはりそれなりの水生生物なり、水生昆虫に配慮した格好、それが例えば学校の勉強に利用できるようなものにしていただきたいなと思いますので、しっかりとしたその調整をお願いしたいと思います。

○議長（齋藤邦夫君） 総務企画課長。

○総務企画課長（渡部勇夫君） 予算の提案の仕方につきましては、議員おっしゃること踏まえまして、計画的な予算提案に努めていきたいというふうに思います。

つる細工につきましては、おっしゃるように前からやっておられたわけですが、今回、つる細工もですが、それ以外の伝統産品をもう一度掘り起こして、新しい産品開発も必要ですが、それ以前に、現在、只見にはどういった産品があるのかというのをもう一回、足元を固めたいと。あとはその、どこまでできるかわかりませんが、例えばラベリングとか、そういったブランド化をしていくような取組みをしていけないかなというふうに思っていますので、そういった意味で支援したいということでもあります。繰り返しになりますが、その計画的な予算提案に努めていきたいと思いますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長（齋藤邦夫君） 産業振興課長。

○産業振興課長（馬場一義君） 生態系保全地につきましては、ご指摘のとおり、しっかりとしたその環境対策といったものを心がけていきたいと思っております。ため池ということではなく、あくまでもその**ビオトープ**といいますか、そういった観点から設置を予定しているものになりますので、そういった環境教育に活かしたものになれるよう、なるべくその、人の手が入った形にはならないように整備をしまいたいと思っております。

○議長（齋藤邦夫君） ほかにございませんか。

2番、藤田力君。

○2番（藤田 力君） それでは、12ページの総務企画費の報酬であります。担当課長の答弁ですと、やはりあの、議員が提案されたこととか、10年が経った役場の組織を、そういったものも含めて改革するというお話がございました。で、私あの、昨日、一昨日ですか、一般質問で上げさせていただいたことなんですが、やはりその空き家対策、雪対策、先ほどらいからの議員の皆さんからの質問を含めて、やはり、1億とまではいかないですが、ここ2年くらいで、除雪の機械の補助であるとか、そういったもの含めますとやはり1億近くになるんじゃないかなというふうに思います。私はあの、こうしたものは、やはり、今の社会情勢が反映している、10年前はとても考えられなかったことが、そういう施策の中に反映されると、しなければならぬといったようなことから、やはり、こうしたものもですね、是非あの、まあ私は町の考え方はどうかと思うんですが、私はやはり企画部門できっちりと担当を決めて、きっちりとこう、捉えていただかないと、やはりこれからの行政の中では大変なことになるんでないかなというふうに思いますので、是非そうしたご検討をお願いしたいなというふうに思います。

あと20ページの農業振興費のそば道場の修繕代なんですが、これあの、直接、修繕代とは関係ないのかもしれませんが、そば道場というか、そば部会、そば道場をたしか使っておられると思うんですが、この春ですね、柏市のチューリップ祭りに私も一業者として参加させてもらったんですが、そば部会が参加されなかった。で、その、なんで今年は来ないんだといったような市民からのそういうオーダーが多くて、私、直接、そういう苦情を受けたのは20件以上あったのかなと。半分くらいは居合わせた産業振興課長に対応してもらったんですが、やはりあの、そば部会だけの問題でなくて、やはり只見町として柏市との友好が今年で、来年ですか、20年といったような中で、柏市には私、随分、役場にお世話になっている頃から行ってますが、段々段々こう、細くなる。そうした中で、是非あの、来年のチュ

ーリップ祭りにはそば部会の打った手打ちそばで柏市の人達と交流するというのも、私は大変良い事だなと思いますので、是非そうしたご検討を産業振興課の中で、交流も含めてお願いしたいなと思います。

で、あと、細かいことで恐縮なんですけど、蒲生の観光施設の、23ページです。観光施設費で、蒲生のインフォメーションセンターですか、あそこの電気代というお話あったんですが、私ちょっと記憶が忘れたかと思うんですが、あれは町で全部、電気料とか、そういったかかる経費については負担するのでしたかどうか確認したいなというふうに思います。

24ページの土木費で、克雪対策事業補助金。これですね、あの、まあ、多額に上がっていて、町長の考えではできるだけ単年度にこういったものについては対応したいというお話の元に、大変あの、金額も多額で、また町民の喜ばれるというか、感心も大変高くて、私はトータルで大変良かったなというふうに思っております。そうした中で、今回、700万補正されるんですが、これで申し込みは全部といたしますか、対象にならないのは別として、予算が足りなくて出せないということじゃなくて、予算的にこれで全部、対象については採択できるといったようなことなのかどうか、その点だけ教えてください。

あと教育予算なんですけど、27ページ・28ページに修繕料というのが出てまいります。一つは考古館の修繕料。そして、あとは体育施設費ですから、管理棟ですか。こうした建物なんですけど、私あの、まあ、予算書を見ても、かなりこう、例えば地区センターとか、そういったいろんな建物で、その予算、除雪予算ということで、役場の重機行ってやったらいいだろうなと思うようなところも、そういう単独の予算をとっておられるんで、やはり、こうした中で雪が多くて対応できなかったのか。あるいはまあ、どうしてこの、壊れたのか。そこら、はっきりしておれば、私、保険を多額にいただくということも片方にはあろうかと思うんですが、やはりあの、なんでそういうふうになったのか。その理由を教えてください。

以上です。

○議長（齋藤邦夫君） 総務企画課長。

○総務企画課長（渡部勇夫君） まず12ページの関係で申し上げますが、議員おっしゃるように、昔では、本当にこういったのに行政の予算を投入するということは考えにくかったというふうに思っております。本当に一般質問の中でもございましたが、今の町の厳しい、環境的に厳しいといえますか、冬、雪がいっぱい降るといって、端的な表現ですが、それに様々、高齢化が進んできたり、いろんな生活していくこと自体が大変だということいろいろご提言・ご質問いただいております。したがって、やっぱりそういった、どうしても、

その都度その都度の行政対応ということも実際ありますけども、やっぱりそういう長期、中長期を見据えて、しっかり今、どういう環境で、どういうふうにしていくのかということがやっぱり企画部門の責任だというふうに思っておりますので、そのことをきちんと押さえて、その上で進めていくということ、おっしゃるとおりだと思いますので、改めましてしっかりと受け止めさせていただいて、その意が反映できますように努めていきたいというふうに思っております。

○議長（齋藤邦夫君） 産業振興課長。

○産業振興課長（馬場一義君） 2点ほどご質問いただきました。

まず1点目でございますが、20ページのそば道場の修繕に関連をしまして、只見そば部会の方々が柏市の交流イベントに参加をされなかったということでありまして、おっしゃるとおり、場内のお客様方からは、只見町からそばが来ると思ってということで期待をして会場に来られたと、そういうご意見をたくさんいただきました。参加ができなくて非常に残念だなという、そういう思いでありましたけども、今後ですけれども、ご存知のように部会の方々、設立当初からのメンバーの方が多くいらっしゃいまして、高齢化していらっしゃる部分が一番大きな課題ではないかと思っております。そういった中でもそば部会さんの中でも、例えばその、そば打ち講習会、そば打ち体験などの活動を通じまして、こういうその、興味のある方、真剣にやってみたいという方、そういった方の獲得といたしますか、そういうことに活動に努められてはいらっしゃいますが、なかなかその部会員となつていただくまでは、なかなか、大幅には至らないと、何名かは加わってくださる方もいらっしゃるようですが、大幅なその団員の増員というところまでにはなっていないというのが現状のようでございます。まあ今後も、部会のその事務局、JA会津みなみさんの中にあるわけですけども、その事務局のほうと情報交換をしながら、そば部会の今後のあり方といたしますか、団員の方々の獲得、そしてその会の存続、そういったものを、これまでも意見交換はしておりますけども、引き続き実施をしてまいりたいと思っております。

それから、23ページの観光施設費、電気料でございます。こちらは観光情報ステーションの自販機の設置分ということでありまして、内容としましては、施設の設置者が町になっている関係上、その電気の受電契約自体は町のほうで実施せざるを得ないということで町が契約をしております。ただ、その電気料の分を集落のほうに使用料として納めていただくといったような契約をしておりますので、実質的な負担は集落ということで、その自販機設置にかかる分で、町が費用負担をする部分はないといったような内訳になっておりますので、

ご理解をいただければと思います。

○議長（齋藤邦夫君） 環境整備課長。

○環境整備課長（酒井恵治君） 克雪対策の申請は5月24日まででしたが、その中で補助金に合致する方全て、この補正で実施できるという状況です。

○議長（齋藤邦夫君） 教育次長。

○教育次長（渡部公三君） 教育費の修繕の内容でございますが、これは、1点は考古館であります。考古館、冬期間になりますと、隣接する町道は除雪になりませんので、国道または県道、また最近の、近くの町道から、遠方から状況を確認する。またそれが不可能であれば、担当者がかんじきを履いて近くまで行って除雪対応をするという対応をしております。この施設ですが、屋根が直角に曲がっております。よって、だきの部分が必ず雪が多くなってきて、そこについては毎年、冬には除雪を対応しておりますが、今回の豪雪によって、そこが、実はバックホーの除雪をお願いしておりましたが、まわりきれなかった点は正直あります。よってあの、一部、破損したという事実でございます。それからあの、もう1点は、町下の管理等の屋根の、これも雪害であります。これにつきまして、上の大きな屋根、それから下の屋根、二段あります。これもやはり大きな、雪の塊、そういったものが下のほうにくる。そして、下の屋根が壊れる。そういった、やはり豪雪によっての除雪が対応しきれなかった部分も正直ありまして、このような雪害になったところでございます。勿論あの、除雪費も予算をいただいておりますので、今後あの、こういった雪害のないよう、対応してまいりたいというふうに思いますので、ご理解いただければというふうに思います。よろしくお願ひします。

○議長（齋藤邦夫君） 2番、藤田君。

○2番（藤田 力君） いろんな課長に答弁していただきました。私はあの、この中で、やはりあの、心配だなと思うのは、やはりあの、そば部会の、その形です。私はやはりあの、なんていいますか、柏市民の人達が、今年、なんで来なかったの、あるいはそれを楽しみにして来たのに、といったような声がこう、まだいまだにその、耳に残っているほど、本当にその日は言われました。産業課長も、その、なんていいますか、私はそう言われますと、担当の課長はこの人ですからという形で産業振興課長を紹介して、産業振興課長に対応してもらったの随分ありますが、産業振興課長も嫌だったろうなというふうに思いますが、ただ、それだけ柏市民の方々は、あのそばを楽しみにしておったということの表れかなというふうに思います。で、私は、やはりあの、先ほども申し上げましたように、来年、なんとかして、

20周年ということもあるのかなと思いますが、なんとかしてその、あそこで只見のおそばが出せるように、是非あの、産業振興課長に、そうした、前向きに、そうしたお話し合いを、しているということでございますが、そうした結果が出せるように是非頑張ってくださいいなというふうに思います。

まあ、そんなことで私は終わります。

○議長（齋藤邦夫君） 産業振興課長。

○産業振興課長（馬場一義君） 来年がそのふるさと交流都市締結の20周年ということもありますし、たくさんの方が只見のそばを待っていらっしゃるということがありますので、なんとかその、そば部会の方に柏市のイベントに参加をしていただけるように相談をしてみたい。なんとかその、皆さんが柏市に行きましょうというような気持ちで参加していただけるように取り組んでみたいと思っております。

○議長（齋藤邦夫君） ほかにございませんか。

9番、石橋明日香君。

○9番（石橋明日香君） 23ページの商工費、観光施設費の中の、先ほど出ました蒲生の観光情報ステーションの自動販売機の件なんですけれども、電気料はいいとして、これ、新設されたときに見て非常に残念だなと思ったんですけれども、やっぱり、景観上、その自販機をこげ茶に塗るとか、あるいはなんか木製のもので囲うとか、そういった取組みを、少なくとも今後新しく設置していくものに対して、そういった景観を意識した取組みというのを、この一つ一つ、そういう些細なことの積み重ねが大事だと思うんですね。そういった姿勢が全然見えてこないというのが、やはりその町の姿勢がなってないから住民にもそういった視点がやっぱり浸透していかないのかなと思うんです。なので、今後、こういったものを設置していくにあたって、一つ一つその景観上、配慮したものにしていこうっていう意識を持っていただきたいと思うんですけれども、こういったものに対して、今後、そういうふうにしていく予定はあるかどうか、私はこういうことを言わなければ一生やらないだろうと思うんですけれども、これはあの、是非というか、絶対やってほしいです。今後、この町並みをきれいに整えていく上で、非常に重要なことだと思いますので、是非そういうところにこそ予算をとってほしいと思うんですけれども、いかがでしょうか。

○議長（齋藤邦夫君） 町長。

○町長（目黒吉久君） 今、ご指摘、まったくそのとおりだと思います。心至らなかった、今までの流れの中でやってきたようなところもあろうかと思っておりますけれども、まさしく今町が、

将来目指すまちづくりが、そのことを抜きにしては語れませんので、本当に十分注意しながら、また配慮しながら、取り組んでまいりたいと思います。

○議長（齋藤邦夫君） ほかにございませんか。

6番、鈴木征君。

○6番（鈴木 征君） 11ページ。11ページの報酬、まあ給料ですね。これは一般管理費の副町長が空席であると。まあ町長は、先の見通しが見えないのかなということで、この予算を落とされたと思うんです。しかし、通年議会でありますので、助役が、副町長が誕生すれば、また予算を計上すればよいわけでありますけれども、まあ金額にしてみても、副町長というのは、一年に給料が、ここに載っているように1,000万。そして手当てで600万。そして共済費で250。これ全部で1,925万を12で割ると、月162万5,000円は浮きるわけですが、この金がどういうふうに町民に、あるいは我々につけがくるのかなというふうに思って質問するわけですが、まず町長は現在、一生懸命、この災害復旧、この予算で絡んで申し上げたいと思うんですけれども、特に災害復旧の中で林道遅れている、あるいは只見線の問題、あるいは今後のエコパークの取り組み、公共事業も役場庁舎あるいは開発センター等に頭を痛めて、今、一生懸命取り組んでおられることはわかりますけれども、追い討ちをかけるようなことを申し上げますけれども、まず一番心配するのは、議員も、職員も、一般の方も、口癖のように私の耳にも入っております。私はあの、町長を支持した一人でありますので、責任もあるわけですが、町長の指導力も問われるであろう。また、行政の停滞と申しますか、衰退、あるいは町民の不安があるわけです。町長は2期目を迎えて半年過ぎました。7ヶ月になろうとしておりますけれども、町長は2期目出るときの公約があるわけです。私はその公約の中で、この予算を、今回、6月の補正を見ますと、まったく政策的な予算の計上はなされていないと。経常経費、一般事務的な経費が、人事異動に伴う予算計上をされております。私はこれを見て、政策、町長は夢で終わってはならないと、志を持って、町民に四つの公約を掲げて立候補して当選されたわけでありますので、私は一生懸命取り組んでおることはわかりますけれども、この副町長の予算を落とされたというのは、先の見通しが無いのかなというふうに思いまして、心配でまあ、一人として今発言するわけでありますけれども、まあ、やろうとして志を持って、そして、今頑張っておりますけれども、町民の批判と申しますか、町長の指導力に欠けていると、なんとかしんなんめえぞと。そして、職員は職員なりに、動揺しておるだろうし、先ほど申し上げたように、議員も、町民の皆さんも、不安があるわけです。そして、この予算だけでなく、やはり一

日も早く、町民が安心して、そして、町長にもものを申して、そして、やろうとするものに議会も、町民も後押ししてできるような、議会の環境も、職員の右腕となって協力も得られるような役場の体制を整えるのが先決ではなかろうかなというふうに思います。まあ副町長、空席だから落とすと。しかし、落としてもすぐ上げられるかもわかりませんが、私は心配して今、このことを聞くのは、一旦落としてと、落としたほうがいいと、6月は無理だと、あるいは5月が無理だったというようなことで予算計上されておったのが、当初に計上されておったのが今回落としたということに対して、私は本当に、こう、言葉がなくて、町長の顔を見るもやだ。本当に私はいっきやうたび、こうしたことに触れておりますけれども、町民は本当、心配しておりますよ。議員も心配している。町長に、我々も一般質問の中で攻撃型の質問、あるいは提案型の質問、そして事務的な質問もされましたけれども、私はなんといっても、町長は政策通であるなというふうに思って、そして、最初出るときが七つの公約、まず町民からも言われたように、公約が実現できなかったと。今度やろうとするとき、矢先に、災害があったと。この災害復旧・復興にはどうしても副町長がなければ、今の課長さんたちは本当に目一杯努力されているし、一丁前の課長だなというふうに私は思っているけれども、どんな優秀であっても、一般職、行政職なんですよ。特別職を置かないと、やっぱり、この目の前の課長さんの顔、こう、見たり、教育長の顔見たり、ずっとしてますけれども、厚みがない。やっぱり副町長を置いて、町長は政策的に取組み、そして副町長が課長との、町長との、互いを取りながら、そして、一つ一つ、大きな問題に取り組まなければなんねえわけだ。町長は、これに対して、答えてくれということは言わないが、空席のままに、おいてはならないということで私は質問するんであって、計上、この予算を落としたって、それはよかべ。よかべけれども、できればまた、誕生すれば上げるということはできますが、今申し上げたように、指導力と行政の停滞、職員の、やはり心配事がたくさんあると思います。町民も不安もあります。どうか、早い、一日も早い、副町長の実現に努力をして、行政の中、役場の中を、厚みを増して仕事に取り組まれるように、町長、努力されることを、私から進言します。お願いでなく進言すっから。まあよろしく願いいたします。

○議長（齋藤邦夫君） 町長。

○町長（目黒吉久君） 大変なご心配をおかけしているというふうに今、認識は私もしております。それは職員に対しても、議員の方に対しても、町民に対しても同じであります。今、鈴木議員おっしゃっていただいたこと、それに対して、今、副町長どうするんだという、答えることはいたしませんけれども、今進言していただきましたことはしっかりと胸に受け止

めながら、今心配されたことを解消し、且つ又、自分が町長出るにあたって申し上げたことの実現を、この与えられた期間の中できちんとして果たしていくためにも努力をしてみたいです。

ありがとうございます。

○議長（齋藤邦夫君） ほかにございませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（齋藤邦夫君） これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（齋藤邦夫君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

採決をいたします。

議案第56号 平成25年度只見町一般会計補正予算（第2号）については、原案のとおり可決するにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（齋藤邦夫君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第56号は原案のとおり可決されました。

昼食のため、暫時、休議いたします。

午後1時15分から再開したいと思いますので、よろしく願いいたします。

休憩 午前11時47分

再開 午後 1時16分

○議長（齋藤邦夫君） それでは、午前に引き続き、開議いたします。

◇◇◇◇◇ ◇◇◇◇◇ ◇◇◇◇◇

○議長（齋藤邦夫君） 日程第2、議案第57号 平成25年度只見町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

朗読を省略し、直ちに議案の説明を求めます。

保健福祉課長。

○保健福祉課長（矢沢明伸君） 議案第57号 平成25年度只見町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）について説明をいたします。

歳入歳出予算の補正であります。第1条としまして、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ128万1,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5億5,171万9,000円とする内容であります。

それでは、5ページからご覧下さい。5ページから歳入になりますが、議案第57号 国民健康保険事業会計につきましては、昨日の議案第53号の国民健康保険税の条例改正に伴う歳入歳出予算の補正がひとつ、主なものでございます。それ、国保条例の税率改正によりまして、まず歳入の国民健康保険税、一般被保険者国民健康保険税554万1,000円の増額になります。医療費分、それから後期高齢者分、介護納付金分ということで、それぞれ記載のとおり増額になります。次、中段の国民健康保険税の退職被保険者についても、算定の結果、記載のとおり、医療費分56万9,000円減、後期高齢者分12万8,000円の減、介護納付金については31万8,000円の増ということで、総体で37万9,000円のこちら減額になっております。以下、国庫支出金の高額医療費共同事業負担金、それから前期高齢者交付金、県支出金の高額医療共同事業交付金につきましては、現時点、6月の本算定時点における決定額でございます。それによります補正の減額でございます。6ページの中段になりますが、繰入金、一般会計の繰入金。こちらは一般会計の補正でも申し上げましたが、出産育児一時金の繰入金ということで、出産が見込まれますので増額をお願いしております。それから、2目の基金繰入金2,900万円の減額になっております。当初予算では3,972万1,000円、基金繰入金を見込んでおりましたが、6ページの一番下段になりますが、その他の繰越金の関係が生じまして、繰越金ことができましたので、それによりまして財源不足分を3,900万円ほどから1,072万1,000円というふうなことで繰入を少なくすることができました。10番目はそれに関連しての、24年度からの繰越金2,409万8,000円ということでございます。

次、8ページからの歳出でございますが、歳入でも申し上げましたが、保険給付費の出産育児一時金84万円の増額をお願いしております。これは2名分というか、2件分になりま

す。それから、後期高齢者支援金等につきまして、これについては現時点の決定額26万5,000円の減額になります。一番下段の前期高齢者納付金等についても現時点の算定による決定額による補正でございます。9ページ、介護納付金分。これについても同じように、現時点での決定額によります減額になります。最下段になります共同事業拠出金。これについても6月算定時における決定額によります、高額医療拠出金については286万6,000円の減。保険財政安定化事業拠出金については332万円の減ということでの補正でございます。10ページになります。10ページは保健事業費の特定健康診査事業費ということで、こちらについては4月から5月にかけて特定健康診査実施をしました。それによりまして、実績で事業終了、健診が終了しましたので、それに伴う不用分ということで64万8,000円の減額でございます。あと保健事業費についての保健衛生普及費、医療費通知電算委託料6万8,000円ほど増額をお願いしております。予備費のほうで502万5,000円。こちらのほうに計上させていただきまして予算を調整させていただきました。

以上です。

○議長（齋藤邦夫君） これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

11番、山岸フミ子君。

○11番（山岸フミ子君） 10ページですが、特定健診審査事業費というところですが、これは補正額の64万8,000円が減額になっておりますが、関連で質問させていただきますが、健診の受診率ですけれども、近年どのように推移しているか、ちょっと伺いたいと思います。

○議長（齋藤邦夫君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（矢沢明伸君） 特定健診の受診率でございますが、平成20年度からこの特定健診というような、各保険者によります健診が実施されるようになりました。ちなみに20年度でございますが、60.85パーセント。それから21年度が60.70。それから22年度が若干下回りまして54.75。それから23年が52パーセントです。それから24年度が48パーセント。25年度が50パーセント程度になっております。これについては目標率というのが65パーセントでございますが、特定健診、いわゆる町のほうで行っております集団検診のほかに個別に施設で健診を受けられる方も結構いらっしゃるようでございます。そういう状況を含めまして、ある一定程度の受診率にはなっているかなというふうに思います。

○議長（齋藤邦夫君） 11番、山岸フミ子君。

○11番（山岸フミ子君） なぜこれを聞いたかといいますと、昨日の国保税の問答で医療費が高額になっているということを言われましたけれども、まああの、近年の健診率を見ますと、約、これは集団健診の分ですね。半分という感じになってきてますけど。個別に診療所ですか。それプラス個別に診療所で健診している人が、あとはドックとか。段々に下がってはきているんですけども、この、言われてみますと。それで、高額になっているということですけども、この健診の健診率を高めることが、早期発見、早期治療ということをおこなうのも、おっしゃるんですけども、じゃあその、すごくここは大事なことだと思うんですね。で、そのまた、その後のフォローはどうされているのかとか、それ、前にも私言いましたが、重症化、病気の重症化する、しないように、健診の内容を充実することが大事だということをお聞きしましたが、まあ、心電図とか、循環器が、昨日のお話だと循環器が多くなっているということ、あと脳の疾患とか、そういうことを言われておりましたが、その中で心電図とか眼底検査はここ何年か前に削られているんですね。この項目が。それを、まあ、町民のその健康を守るためにも、是非必要じゃないかと思いますが、どのようなお考えを持っておられますか。

○議長（齋藤邦夫君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（矢沢明伸君） 先ほど申し上げました率については、集団健診、町のほうで各集落を巡回して、保健衛生協会に委託をしておりますが、そちらのほうでの受診率になります。あとそのほか、人間ドックなり、あとは各施設での日帰りドックもございましょうし、別個に施設での健診をされている方も結構いらっしゃるようです。それからあの、いわゆる特定健診のその後のフォローですが、これにつきましては4月から5月につきまして、各集落、巡回をしますと約1ヶ月程度で健診のほう終了しております。その後、6月から、12月までの一応予定で、今度は特定保健指導の実施計画ということで、その後のフォローをしております。先般、6月の5日から6月の24日まで、各地区センター、それからあと各集会所のほうでですね、いわゆる健診結果のほうの通知で、指導者、いわゆる生活習慣病の危険性があるということで積極的な指導、それから要医療の方とか含めまして、通知を基にしまして、保健師のほうで個別にまた説明をし、指導を行っているところでございます。今、話をいただきました重症化しないため、まずは生活習慣病、昨日も申し上げましたが循環器系のやはり疾患が大変多くなっていく傾向がございまして。年齢と共にそういう部分が出てくる分がありますので、まずは生活習慣病の中の血圧、そういうもの、あとは高脂血症だとか、

いわゆる生活習慣病に含まれるものをまず徹底的に予防していただく、積極的に取り組んでいただくということで、今、保健指導のほう実施をしております。あとそれから、健診のほうの項目でございますが、平成20年度から特定健診ということで各保険者のほうで実施するよう、その形態になりまして、言われましたように、心電図、眼底検査というのが一次の健診のほうからは除かれております。まずは基本の問診、それから自覚症状による検査、それから身長・体重、お腹まわりの関係もそうなんです、あとBMIだとか血圧測定、血液検査、糖タンパクの検査というものを第一次にやりまして、そこで医師のほうの診断によって二次検査が必要な場合に、今度、心電図、眼底検査が実施されるような、そういうふうな健診に20年度から変わっております。そういう状況で、まずは基本的な健診を受けていただいて、そして、その中で異常があった場合は言われましたような精密な、今度は個別というんですか、その内容によっては健診になるというふうなことで現在は対応をしております。

○議長（齋藤邦夫君） 11番、山岸フミ子君。

○11番（山岸フミ子君） 今、心電図とか眼底などの検査項目を増やす必要があるのではないかといいましたが、その、二次検査でということはやっているということですが、それ一次検査で前はやっていたんです。それを、まあ、これは、この検査は、町で、独自でできるんだと思うんですね。ほかの検査は国で指定されているとかいろいろありますが、でもこの検査は二次検査でもできる項目だと思います。それで、あとあの、まあ、人間ドックなんです、ここから若松とか、ほかの遠い医療機関に行って、多額、高額なお金がかかるということで、身近な診療所でそういう体制づくりを、今、体制の問題で、問題になってますが、そういう体制づくりをして、それで診療所でそういうことが受けられるようなことが必要ではないかと思えます。それで、高額な費用がかかるということで、そのことを、前はドックも、無料か、何割か負担があったのかですが、今まったくそのことがなくなってしまっただと。健康管理するのも金次第というか、そういう感じで言われる人がいます。で、そういうものに補助とか、そういうものができないものかどうか。それは早期発見、早期治療で、重症化しないで、高額な医療にならないようにするにはそういうことが必要かと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（齋藤邦夫君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（矢沢明伸君） 健診項目については先ほどから申し上げておりますように、平成20年の4月から、いわゆる特定健康診査というふうな健康診査を、厚生労働省のほう

で各保険者のほうに義務付けた内容であります。それによって心電図だとか、それから眼底検査については医師の判断によって、第一次の健診の内容によって、医師が必要だという状況において改めて実施するような流れということをご理解下さい。それから、平成20年以前は、やはり人間ドックとか、国保のほうでも、全ての人、一回にできませんので、何年かごとという形で実施しておった経過ございますが、今回、20年からの特定健診というような、ひとつの健診の方法に変わりました関係で、こちらのほうに全て移行していこうということで現在進めております。人間ドック、毎年受けられれば一番いいわけでございますが、国保の関係ですと、昨日も申し上げましたように1,200人、子供達を除くと、その半分にもなりませんけれども、大体70パーセントほどの方が高齢者になりますので、そちらのほうの方が毎年受診するとなると多大な経費、それから、なかなか難しい部分ございますので、現在は特定健診を毎年受けていただくということでございます。それから診療所での健診の施設健診というものも窓口を開いておりますので、集団健診ばかりでなくて、そういう施設健診での特定健診も受けることが可能でございます。

○議長（齋藤邦夫君） ほかにございませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（齋藤邦夫君） これで、質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

それでは、討論ですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○議長（齋藤邦夫君） それでは、討論をこれから行います。

討論は、原案に対して反対者の討論から始めます。

それでは、11番、山岸フミ子君の討論を許可します。

○11番（山岸フミ子君） まあ健診のことでお聞きしましたけれども、まあ昨日からのその国保税の条例のことでも反対いたしました。私が調べたところで、前年度の残額が繰越金として2,400万、2,409万8,000円あります。そして、23年度まで、1,000万強が繰越されて、24年度では2,000万ということで計上されました。かなり余裕を持った予算であったなと思います。去年もずっと、何年か、値上げしてきましたが、何をしてそうなったかなと思います。もう少し、私は、基金を有効に活用して、受益者負担を減らすということにしていきたいと。この、ほかの補正のことではあれですが、この

部分に関して、賛成することができませんので、反対討論といたします。

○議長（齋藤邦夫君） 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

5番、目黒仁也君。

○5番（目黒仁也君） 私は賛成の立場から討論をさせていただきます。まあ只見町においては、**いわゆるその税額**と医療費の関係、非常にその医療費は高いんだけども税額は安く抑えられてきていることがあります。これは、やはり住民の負担をなるべく抑えていこうという当局のこれは姿勢だというふうに私は理解をしております。で、平成25年度の算定にあたりましては、被保険者が減る。二つ目には医療費はむしろ増加する。で、いわゆる国の財政調整であります前期高齢者交付金。これにつきましては約5,000万円歳入が割れていくという明解な課長からの説明を受けております。だけれども、なるべくその住民の負担を抑えていくんだと、いかなきゃならないんだという中で、今回のいわゆる様々な算定をされてきたという説明は、私はいわゆる従来のひとつの方針が明解に守れた中での考え方だという理解をしております。そして、もう1点は、今ほど、基金の残、前年度からの繰越の話がございましたが、将来の負担を考えた時に、ある程度、基金残も猶予を残しておかなくてはならないという考え方、そして、もう一つは、医療費が非常に高額な中で、医療費をこれから削減をしていかなきゃならないという新たな企画や構想、これも25年度の予算の中で始まっていくという一連の流れの中で私は、今回のいわゆる税の改定については評価をいたしまして賛成をいたします。

以上です。

〔「賛成」と呼ぶ者あり〕

○議長（齋藤邦夫君） ほかに討論ありませんか。

反対の討論ありますか。

なければ、賛成の討論あれば、賛成の討論を許可します。

○6番（鈴木 征君） 賛成の立場で申し上げたいと思いますが、まあ国保税というのは目的税であるわけでありまして。まあ全国、そして県内でもそうでありましてけれども、国保については、国も県も負担をいただきながら、町村の被保険者の方々の負担を軽減するために、**あらゆる**軽減措置をとっておるわけでありまして、わが町では現在、70億の借金、起債があります。目黒町長の時は約90億、88億9,000万の借金があったわけでありましてけれども、今、70万7,100万の残余であります。その中で国保税と国保会計と12の特別会計があるわけでありましてけれども、国保と集排の関係が一番大きな借金の元であるわけで

すが、まあ、ほとんど、一般会計から繰入れてやっておるわけです。国保会計は国保会計でやりなさいと、水道は水道会計でやりなさいとなれば、使用料を上げる、あるいは手数料を上げない限りは、この特別会計は運営できないわけであります。これはやっぱり町の政策的なことです。ずっと続けてきて、赤字だからやらない、黒字だからやるんでなくて、町長はやはり自治の継承性に基づいて、なるだけ町民の、あるいは被保険者の負担を軽減するために繰出しをして、そして国保会計を今までずっと横ばいにしているわけであります。まあしたがって、私はこの繰出しする自体が、することが、我々議会でも、保険税が上がれば議会通らないというようなことで当局と予算計上される前にやりとりをしながら、今日まできた経緯がございます。私はこの持ち出し分が大変なものですから、繰出分が大変なものですから、国保は目的税でありますので、国保税を上げて、そして返済は国保会計で返済しなさいということを一般会計の担当者は言いたいんだろうけれども、そうはいかないという形で今日まで国保の繰出し、あるいは水道の繰出しで、町の一般会計は大変だなというようなことで、私は国保税を上げる、手数料を上げる、あるいは保険税を上げるというようなことをしないで横ばいにするためには、この繰出しがやむを得ないのかなということで予算をみております。私はそういった意味で、繰出しで十二分に町は国保なり、会計に、大きく貢献しておりますので、私はそういった意味で賛成であります。

以上であります。

○議長（齋藤邦夫君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（齋藤邦夫君） これで討論を終わります。

これから議案第57号 只見町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

議案第57号 只見町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○議長（齋藤邦夫君） 起立多数です。

よって、原案のとおり可決されました。

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◎議案第58号の上程、説明、質疑、採決

○議長（齋藤邦夫君） 日程第3、議案第58号 平成25年度只見町国民健康保険施設特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

朗読を省略し、直ちに議案の説明を求めます。

保健福祉課長。

○保健福祉課長（矢沢明伸君） 議案第58号 平成25年度只見町国民健康保険施設特別会計補正予算（第1号）を説明いたします。

歳入歳出予算の補正であります。第1条としまして、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,210万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4億6,210万8,000円とする内容であります。

それでは3ページをご覧ください。今回の補正につきましては、国保施設会計につきましても、24年度からの繰越金の補正が主なものでございます。3ページの歳入、繰越金1,210万8,000円というような繰越での金額が出てきました。

それで4ページからの歳出でございますが、歳出につきましては診療所費の一般管理費。これは事務職員等の給与の関係でございます。それから医師住宅費、清掃管理委託料ということで、医師住宅のハウスクリーニングを実施するものでございます。それから診療所費の医科管理費、給料、職員手当。これは医療スタッフの人事異動等にかかるものでございます。それから修繕料は、これは医科管理にかかる修繕でございます。委託料については診断用モニターの作業委託料のお願いをしております。あと備品購入費、医科一般備品100万円ほどを減額をさせていただきました。それから予備費709万4,000円ということで予算増額をさせていただいて予算調整をさせていただきました。

それから6ページは給与費明細書になりますのでご覧ください。

以上です。

○議長（齋藤邦夫君） これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（齋藤邦夫君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（齋藤邦夫君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

採決をいたします。

議案第58号 平成25年度只見町国民健康保険施設特別会計補正予算（第1号）は原案のとおり可決するにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（齋藤邦夫君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第58号は原案のとおり可決されました。

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◎議案第59号の上程、説明、質疑、採決

○議長（齋藤邦夫君） 続いて、日程第4、議案第59号 平成25年度只見町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

朗読を省略し、直ちに議案の説明を求めます。

保健福祉課長。

○保健福祉課長（矢沢明伸君） 議案第59号 平成25年度只見町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）を説明をいたします。

歳入歳出予算の補正であります。第1条としまして、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ87万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5億9,787万円とする内容でございます。

3ページをご覧ください。介護保険事業特別会計についても、24年度の決算によりまして繰越金が87万円見込むことができました。歳入で繰越、87万円の計上でございます。

4ページからの歳出でございますが、まず一般管理費、消耗品5,000円ほど減額をさせていただいて、役務費の保険者事務共同処理手数料。こちらのほうに増額をさせていただきました。それから中段の保険給付費、高額介護予防サービス費。これ13万2,000円ほど不足が見込まれますので増額計上をさせていただきました。それから一番下段になりますが、諸支出金の償還金であります。償還金、利子及び割引料ということで、全体で52万

3,000円。これは平成24年度分の介護、国・県のほうの負担金の返還金でございます。
一つは地域支援事業国庫交付金の返還金8万6,000円。それから地域事業費の県費交付金の返還金4万3,000円。それから地域支援事業の支払金。社会保険診療報酬の支払基金の交付金の返還金39万4,000円という内容でございます。5ページのほうの予備費で21万5,000円増額で予算を調整させていただきました。

以上です。

○議長（齋藤邦夫君） これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（齋藤邦夫君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（齋藤邦夫君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

採決をいたします。

議案第59号 平成25年度只見町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）は原案のとおり可決するにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（齋藤邦夫君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第59号は原案のとおり可決されました。

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◎議案第60号の上程、説明、質疑、採決

○議長（齋藤邦夫君） 日程第5、議案第60号 平成25年度只見町訪問看護ステーション特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

朗読を省略し、直ちに議案の説明を求めます。

保健福祉課長。

○保健福祉課長（矢沢明伸君） 議案第60号 平成25年度只見町訪問看護ステーション特別会計補正予算（第1号）について説明をいたします。

歳入歳出予算の補正であります。第1条としまして、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ500万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,800万円とする内容であります。

3ページをご覧ください。歳入につきましては、一般会計のほうでも申し上げましたが、一般会計からの繰入金、運営費になりますが、500万円を減額をしております。これにつきましては、4ページの歳出のほうにかかるものでございますが、一般管理費の給料、職員手当、共済費につきましては人件費の補正になりますが、訪問看護にあたっておりました職員1名退職ということがございます。そして併せて7の賃金310万円ほど増額については、1名、臨時対応をお願いをしておるということがございます。

5ページにつきましては、給与費明細書になりますのでご覧ください。

以上です。

○議長（齋藤邦夫君） これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（齋藤邦夫君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（齋藤邦夫君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

採決をいたします。

議案第60号 平成25年度只見町訪問看護ステーション特別会計補正予算（第1号）は原案のとおり可決するにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（齋藤邦夫君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第60号は原案のとおり可決されました。



◎議案第61号の上程、説明、質疑、採決

○議長（齋藤邦夫君） 日程第6、議案第61号 平成25年度只見町観光施設事業特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

朗読を省略し、直ちに議案の説明を求めます。

産業振興課長。

○産業振興課長（馬場一義君） 議案第61号 平成25年度只見町観光施設事業特別会計補正予算（第1号）につきまして説明をいたします。

まず歳入歳出予算の補正であります。第1条としまして、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ63万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6,663万円とする内容でございます。

内容につきましては3ページをご覧ください。3ページの上段、まず歳入であります。繰入金ということでありまして、一般会計からの繰入金、事業費分としまして63万円の繰入を予定しております。

それから下段の部分で歳出でございます。目の1、只見スキー場管理費、委託料で河川協議申請書類作成委託料63万円ということでありまして、この内容であります。当初予算に議決をいただいておりますが、この内容であります。当初予算に議決をいただいております。その施工の為に河川協議を行っている中で、縦断図・横断図などの追加書類の提出をしなければならなくなったといったようなことがございまして、その追加書類を作成するための委託料としまして63万円の増額をお願いするものであります。

よろしく願いいたします。

○議長（齋藤邦夫君） これから質疑を行います。

質疑ございませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（齋藤邦夫君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（齋藤邦夫君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

採決いたします。

議案第61号 平成25年度只見町観光施設事業特別会計補正予算（第1号）は原案のとおり可決するにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（齋藤邦夫君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第61号は原案のとおり可決されました。

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◎報告第1号の上程、説明

○議長（齋藤邦夫君） 続いて、日程第7、報告第1号 専決処分の報告についてを議題とします。

それでは、専決第1号 只見町税条例の一部を改正する条例から、順次、担当課長より説明を求めます。

町民生活課長。

○町民生活課長（新國元久君） 資料の配付を許可願いたいと思いますが、1号から3号まで一括して配付させていただいてもよろしいでしょうか。

○議長（齋藤邦夫君） はい、一括して配付してください。

〔資料配付〕

○町民生活課長（新國元久君） それでは、お手元に4種類の資料を配付させていただきました。

まず専決第1号に関する資料が二つであります。A4縦型の一枚のものがあります。左方に専決第1号資料というふうにつけさせていただきました。横型の資料は新旧対照表でありますので後ほどご覧をいただきたいと思っております。

専決第1号 只見町税条例の一部を改正する条例であります。これの概要について説明を申し上げます。今ほどお配りをしました縦型の資料であります。内容は大きくは4点であります。一つは独立行政法人森林総合研究所が行う一定事業に係る非課税措置等の廃止ということが一つであります。もう一つは国税の見直しに合わせ、市町村税に係る延滞金、還付加

算金の利率を引き下げるといふものであります。3点目、住宅借入金等特別税額控除について、適用期限を4年間延長して平成29年までの入居者を対象とするとともに、平成26年4月以降に入居した場合の控除限度額を拡充といふものであります。26年4月は消費税に合わせた措置といふように理解をしております。4点目です。地方税の特例措置。地域決定型地方税特例措置により固定資産税の課税標準額の特例割合を規定するものであります。内容は下の表のとおりであります。その他は読替えの条項等の規定であります。今ほど申し上げましたように、新旧対照表お付けをさせていただきましたので、後ほどご覧をいただければと思います。

続きまして、専決の第2号であります。横表の一枚のもの、これも新旧対照表であります。配付をさせていただきました。只見町税特別措置条例の一部を改正する条例であります。これにつきましては、山村振興法第14条の地方税の不均一課税に伴う措置が適用されている場合を定める省令の一部を改正する省令。これが3月に施行されたことによるものであります。現在の税特別措置条例の期限であります。25年の3月31をもって切れるということになっております。これにつきましては、4条であります。これは企業立地法に基づくもの。これは26年の3月31日まで一年間延長。第5条であります。これは山村振興法過疎法に基づくものであります。これを27年3月31日まで、2年間延長をするという内容でございます。これが税特別措置条例の一部を改正する条例の内容であります。

続きまして、専決第3号 只見町国民健康保険税条例の一部を改正する条例であります。これにつきましては、昨日、国保税条例の折に若干ご説明を申し上げます。従来の国民健康保険の世帯の方、後期高齢者医療制度が発足した時点で、後期高齢者医療制度に移行することによりまして、国保の被保険者が一人になった場合、特定世帯ということで5年間平等割が半額になるという措置がございました。制度発足から5年を経過して、まだそういった世帯があるということで、さらに特定継続世帯ということで、今度は半分ではなくて4分の1の軽減をさらに3年間続けるというような税法の改正等による条例の改正であります。

簡単であります。専決3号まで説明をさせていただきました。

○議長（齋藤邦夫君） 続いて、各特別会計のほうは各担当課長のほうから説明をお願いします。

総務企画課長。

○総務企画課長（渡部勇夫君） それでは、専決第4号 平成24年度只見町一般会計補正予算（第8号）をご説明いたします。

第1条、歳入歳出予算の補正でございますが、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億7,949万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ80億4,339万7,000円としたものでございます。

次に、第2条、繰越明許費の補正でございますが、第2表 繰越明許費補正により説明いたします。

第3条、地方債の補正につきましても、第3表 地方債補正によりご説明いたします。

地方自治法第180条第1項の規定に基づき、議会の議決により指定された町長の専決処分事項について、上記のとおり、平成25年3月29日付けをもちまして専決処分したところでございます。

それでは、ページをおめくりいただきまして、ページ6ページをご覧ください。下段、第2表 繰越明許費補正でございます。中ほどに変更前、右側が変更後というふうになってございます。これは年度内の竣功、もしくは事業の完了をみななかったということで、予算そのものは平成24年度の予算でございますが、引き続き、平成25年度において、その事業の執行にあたらせていただきたいとするものでございます。総務費では役場庁舎新築事業がこのような数字になっております。次、土木費の道路橋梁費。それから災害復旧費。それぞれ簡易水道特別会計、農地農業用施設過年災害、公共土木施設過年災害ということで、この表のとおり、それぞれ繰越明許費として25年度に執行させていただきたいとするものでございます。

第3表 地方債補正でございます。これも左側に起債の目的、公共事業と災害復旧事業、臨時財政対策債というのがございます。左側が変更前でございますが、右側の変更後のように、それぞれ減額、もしくは借入をしないというふうにさせていただきます。尚、臨時財政対策債につきましては借入をしなくても普通交付税の参入対象になりますので、特段、不利益を受けるということはありません。

次、8ページになりますが、これが事項別明細書のまず歳入の総括表になります。右側から2番目の補正額というところで、今回の概ねの歳入の特徴点をこの表によっておわかりいただけるのかなというふうに思います。9ページが同様に歳出の総括表でございますので、左側から3番目、補正額というところが今回の内容でありますので、これを見ていただければ今回の専決の内容の特徴点をつかんでいただけるのかなというふうに思っております。

次、10ページでございます。これがそれぞれの内訳となります。町税でございますが、町民税、個人町民税と法人町民税あるわけでございますが、それぞれ法人町民税につきまし

ては1, 158万2, 000円の伸びをみたと、見込んだということでございます。以下、固定資産税につきましてもこのように、軽自動車税につきましても微増であります。町たばこ税、入湯税までが町税ということでございます。

それから、11ページの中ほどから譲与税でございます。まず自動車重量譲与税が、これは国からの通知でございますので、通知に従いましてこのように250万ほどの減額となりました。同じく揮発油譲与税も、これも譲与税関係はこのような数字になっております。

以下、利子割交付金は微増であります。

12ページ、引き続き、配当割交付金ですが、これにつきましても通知によるものでございます。

以下、株式譲渡関係の所得割交付金、地方消費税交付金、自動車取得税交付金につきましては、それぞれ通知によりまして、その精査して専決をさせていただいたというものでございます。

地方交付税、13ページにございます。普通交付税は本来であれば7月末には額が確定いたしますので、今の時期になりまして、今の時期と言いますか、その後、補正とか専決をするということは通常はありえないのでありますが、昨年度は国のほうの国税収入が好調だったということで、当初、調整率ということで、本来の基準財政需要額と基準財政収入額の差額が普通交付税に原則としてなるわけですが、調整率で若干落としておったものを国税収入が伸びたということで、その調整率が外れましたのでその差額分575万8,000円が普通交付税として交付されたということでございます。特別交付税につきましても、震災関係の特別交付税とは別に、特に豪雪の年でありました等々の、それ以外の理由もございますが、特別交付税が大幅に伸びた次第でございます。

以下、交通安全対策交付金は通知によるところであります。

負担金。保育所措置入所者負担金。これ、いわゆる保育料でございます。このような額となっております。それからあとは経済使用料、産業振興関係ですが、このようになっております。

14ページが引き続き経済使用料関係。ほとんど精査見込みで専決処分したわけですが、商工使用料、24年度まではブナと川のミュージアムの使用料を産業振興課所管でありますので、商工使用料ということで使用料、まあ入館料でございますが、ここに専決いたしましたところあります。以下、それぞれの土木、教育関係の使用料をここで専決させていただきました。それから、手数料ですが、総務手数料。右側の説明欄にございますように、精

査してこのようにしたという、それぞれの諸証明の手数料等でございます。15ページが引き続き手数料でございますが、衛生関係、土木関係が右側の説明欄のとおりでございます。

次、国庫支出金。まず負担金であります、これは整理でございます。次、国庫補助金がそれぞれ左側の民生、衛生、土木、教育ということで、右側の説明欄にございますように、それぞれこのようにお願いした。特に土木費国庫補助金ということは、先ほど申し上げましたように、ここでも同様、豪雪であったということで、雪寒地域道路事業費補助金ということで1,250万の交付を受けてございます。それから16ページでございます。今度は国庫委託金でございますが、これもそれぞれ右側の説明欄にございますような内容で、それぞれ専決をしたというものでございます。

次から県支出金。まず負担金につきましては、民生関係の負担金。県補助金につきましてもそれぞれの総務、民生、衛生、農林水産、以下続きますが、右側の説明のとおり、このように精査見込みで上げてございます。17ページの右側に保健衛生費補助金958万円、三角、減額となっておりますが、この中で金額大きいのは中ほどにあります地域医療連携ネットワークシステム導入事業補助金、三角、840万というふうになっておりますが、これは診療所の電子カルテが導入なされておりますが、導入するにあたりまして所定の手続きを経ましたので、その受け差等で補助金の減になるというものでございます。以下、農林水産業費県補助金は右側の説明欄のとおりでございます。18ページにつきましては、引き続き県補助金ということで、商工、土木、教育費の県補助金が右側の説明欄のとおり専決したところであります。次に県委託金につきましては、それぞれ総務、土木、教育、衛生とございますが、配布委託金であるとか、様々な統計関係の交付金、このような内容で、精査見込みでここに上げてございます。

19ページ、財産収入でございますが、まず財産運用収入につきましては、土地、建物のそれぞれの建物、施設ごとの個々の見込み、精算見込みをここでお願いしてございまして、利子及び配当金につきましても、それぞれ基金の記入でございますが、これによりまして、あと次、株配当金ということでここで専決いたしました。次が財産の売却収入につきましても、それぞれ町史から、それぞれの記念誌等の減額をここでお願いしてございます。

20ページにつきましては寄附金でございます。一般寄附金、その後、指定寄附金ということで自然首都・只見応援基金寄附金ということで49万新たに増額させていただきました。

基金繰入金につきましては、それぞれの事業の進捗と併せまして基金繰入をしておりますので、このように減額をさせていただきました。特別会計繰入金につきましても、それぞれ、

わずかな金額でございますが、整理的なものでございますのでご覧下さい。

それから、21ページ、町預金利子収入。以下、諸収入。まず雑入でございますが、このような右側の説明のとおりの内訳によりまして、それぞれ収納をしているという内容でございます。22ページも引き続き雑入でございます。こういった中で、それぞれの負担金等、また交付金等をここで雑入によって受け入れしております。

下段から23ページにかけまして、町債でございますが、それぞれ総務債から災害復旧債までございますが、具体的な事業名は右側の説明欄に書いてございますが、臨時財政対策債は先ほど地方債補正の中で申しあげましたように、このように減額しておりますということでございます。あとはそれぞれの説明欄にあります事業によりまして、それぞれ減額、除雪支援、若干増額となっておりますが、それ以外は減額ということでございます。

引き続き、24ページをご覧いただきたいと思えます。

まず歳出、議会費でございますが、議会費につきましては、それぞれ職員手当、共済、旅費、委託料。それぞれ物件費に係るものでございますが、このようにほぼ減額というふうになってございます。

総務費につきましては、若干、給料、微増であります。ほぼ、それぞれ減額するという事で、全て三角の印が付いております。事業の精査見込みでございます。25・6まで、ほぼ、そのような状況でございました。で、文書広報費、引き続き、これは広報ただみをこの予算によって編集しておるわけですが、これにつきましても、広告料も含めて減額という状況でございました。財政管理費もこのように減額。以下、財産管理費、27ページですが、ここにつきましても全て三角が付いておりますが、減額ということでございます。28ページ、企画費になります。ここにつきましても、それぞれ説明欄に事業名、内容、書いてございますが、このようなことで減額、精算見込み、執行予定を立てました見込みでございます。引き続き、情報システム管理費につきましても、それぞれの役務費含めまして減額という内容となっております。分庁舎管理費も同様でございます。

以下、担当課長等から説明いたします。

○只見地区センター長（馬場博美君） 続きまして、只見地区センター費でございますが、まず共済費につきましては、本来、まちづくり推進員の報酬を減額させていただいたときに落とすべきであったわけですが、大変申し訳ありませんが、今回、減額ということで落とさせていただいております。続いて、賃金についての臨時雇職員賃金、雑役人夫賃金については、当初見込んでいたよりも少なく、実績があったということで、このように減額ということで

やらせていただいております。続いて、裏面、30ページですが、需用費の燃料費、食糧費については精査による減額でございます。19の負担金、補助金及び交付金については、まず補助金の只見地区センター運営委員会補助金については、決算によります不用残が発生した関係から、その金額を補助金返還ということで落とさせていただいております。交付金の集落元気づくり事業交付金の5万については、当初、1件見込んでおったわけですが、実際なかったということで、1件分減額ということでさせていただきました。

○朝日地区センター長（馬場さき子君） 朝日地区センター費についてご説明申し上げます。

報酬はまちづくり推進員の不用分に係る整理のための減額でございます。賃金は清掃賃金、実績に応じて不用分を減額しております。報償費は冬季講座、いいものあつめちゃった市、クリスマス会などの事業に係る講師等謝礼及び報償費の実績に応じた減額でございます。費用弁償は非常勤特別職、まちづくり推進員に係る費用弁償の減額でございます。需用費はそれぞれ実績に応じまして不用分を減額しております。役務費につきましても郵便、郵券代等の不用分を減額いたしております。委託料につきましては、休日夜間管理委託料、休日解放事業委託料につきまして、実績に応じて減額をしております。負担金につきましては、補助金につきましては、朝日地区センター運営委員会補助金、使用見込が消化できなかった分6万7,000円を減額させていただいております。

以上でございます。

○明和地区センター長（横山加津也君） それでは、31ページ、明和地区センター費、ご説明申し上げます。

まず1の報酬ですけれども、これは布沢簡易郵便局嘱託職員代行職員の報酬、二日分となっております。それが若干増ということでもあります。そのほか、共済費以下、事業精査によります減額でございますが、33ページの19、上から二段目、19負担金、補助金及び交付金の交付金、集落元気づくり事業交付金ですが、予定しておりました2事業ができなかったことと、1事業については5万円に満たなかったための減額ということになっております。

以上です。

○町民生活課長（新國元久君） 33ページ、目の12、交通安全対策費であります。報償費であります。運転免許証の自主返納の報償費、当初の見込みより35万円ほどの執行残があったということでもあります。以下、旅費、需用費、工事請負費につきましては不用残の減額をさせていただくものであります。

○総務企画課長（渡部勇夫君） 引き続きまして、33ページ下段になりますが、財政調整基

金費、また諸費につきましては、それぞれ基金の利子収入増額分を積立するもの、併せまして、平成24年度に条例可決をしていただきました公共施設等**再生整備基金**積立金として4億円を積み立てるものでございます。

そして、34ページから引き続き、町民生活課長お願いします。

○町民生活課長（新國元久君） 34ページ、款の2、総務費、項の2、徴税費であります。

目の1、徴税総務費につきましては、人件費の精算による減額をお願いをするものです。目の2、賦課徴収費であります。これにつきましても臨時職員の社会保険料ほか、執行残、不用残の減額をお願いをするものであります。続きまして、35ページ、項の3、戸籍住民基本台帳費であります。これにつきましても職員人件費の不用残の減額、そして需用費の減額をお願いをするものであります。

○総務企画課長（渡部勇夫君） 引き続き、35ページにつきましては選挙費でございます。

それぞれ委員会費、啓発費、町長選挙費ということで精査見込みでございます。36ページにつきましても、統計調査費、同様の趣旨でございます。

○保健福祉課長（矢沢明伸君） 36ページ、下段になりますが、民生費、社会福祉総務費で

ございますが、職員手当は6万円の減額でございます。19の負担金、補助金、交付金については、福祉施設等育成導入促進補助金ということで、除雪経費に係る補助の分でございます。実績によりまして10万円増で専決をさせていただきました。それから次に扶助費でございますが、除雪支援事業給付費413万7,000円ということで、増額で専決させていただきましたが、これにつきましては、今年の冬、大変な記録的な豪雪ということで、通常よりも大変な除雪回数に対応いただいた状況がありまして、最終的に専決で追加支援を実施させていただきました。次に37ページ、国民健康保険事業会計の事務費関係の繰出金の減額でございます。老人福祉費、これにつきまして、委託料の高齢者生活福祉センター運営委託料422万2,000円の減額になっておりますが、これはデイサービスに係わるものが主でございます。介護報酬との相殺になりますので、実績によりまして減額、420万円ほどの減額でございます。それから配食サービス、それから**緊急通報システム**の賃借料、老人クラブの運営補助金についても実績によりまして精査でございます。あと老人福祉費の措置費については、不足分がありましたので23万5,000円、措置費として増額を専決させていただきました。次に障がい者福祉費でございますが、委託料の入所者送迎事業委託料、相談支援事業委託料、それから移動支援事業委託料については、実績による精査でございます。

一番下段の負担金、補助金。地域活動支援センター運営負担金。これにつきましては、南会

津町片貝にあります、南郷の木の葉、そちらのほうの支援センターに係わる負担金。これも実績により負担に係るものでございます。57万8,000円の減額でございます。次の38ページの扶助費でございますが、主に重度心身障がい者からそれぞれの介護給付費、それから人工透析、日常生活。それぞれ実績による精査により減額でございます。老人保健費の繰出金でございますが、訪問看護ステーション特別会計繰出金332万2,000円というふうな減額でございますが、これも介護報酬との相殺になります。収入の増に係ります運営費の繰出金を減額でございます。次に在宅介護支援センター費。これの13の委託料、これにつきましても、居宅介護支援事業者の介護報酬、いわゆるケアプランに係る介護報酬になりますが、そちらのほうとの収入の見合いでの実績による、精査により減額でございます。介護保険費、負担金、補助金については、介護保険サービス利用者負担額減免措置事業補助金ということで、これも実績による減額でございます。繰出金も実績により減額、繰出金により減額でございます。40ページに亘りますが、それぞれ地域支援事業費、事務費、職員給与費等、併せて減額になっております。それから地域包括支援センター特別会計繰出金。これ職員給与費42万3,000円減額になっておりますが、これにつきましても地域包括支援センター介護報酬との見合いもございまして、実績により減額でございます。社会福祉活動センター費でございますが、除雪冬囲賃金。それから修繕料。精算により減額でございます。

次に民生費の児童福祉総務費でございます。報奨金、子宝祝金についても、これ、実績、不用額の減額でございます。負担金、補助金の中の多子世帯保育料軽減事業補助金。これにつきましても、最終的に実績によりまして、不足がございましたので9万2,000円増額をさせていただきました。若者交流促進事業補助金については実績の減額でございます。児童措置費についても、これは一般旅費ということで、事業関係の旅費でございます。2万3,000円減。それから41ページ、母子福祉費。これは扶助費のひとり親家庭医療費。これも最終年度末までの見込みで9万1,000円ほど不足ということでございまして専決をさせていただきました。次に、只見保育所費から朝日保育所、明和保育所。それぞれ人件費、それから、それぞれ委託料、業務委託料関係でございますが、事務費等も含めた実績による精査により減額をさせていただきました。

続いて、44ページの民生費、災害救助費の…

○町民生活課長（新國元久君） それでは、44ページ、民生費の項の3、災害救助費であります。目の1、災害救助費であります。全て、すみません、旅費等、精算による減額をお

願いをしてございます。使用料につきましては、借上げ住宅の方、年度途中、新年になりまして退去をなさったということで不用になりました分の減額をお願いをするものであります。20の扶助費であります。937万5,000円の減額をお願いをしてございます。これにつきましては、説明にありますとおり、被災者生活再建支援金というふうになっております。これにつきましては、本年4月の会議で議決をいただきました。豪雨災害復興基金を活用しました被災者生活再建支援制度、これができる前に町単で行っていた制度の予算であります。これにつきましては国の加算支援金、家を建てるとか、あるいは補修をなさるとか、大規模半壊の方がそういったことをなさるときに、国の支援金に加えまして町単での支援金をお出しをしておりました。この分についての不用残がございましたので、これを減額させていただきたいという内容であります。25積立金につきましては、昨年度中に可決をいただき、災害に対する基金、設置をいただきました。これに1億円を積立てたいという内容でございます。

○保健福祉課長（矢沢明伸君）　続きまして、45ページの衛生費、保健衛生総務費でございますが、節の20、扶助費50万6,000円の減額については、子ども医療費公費負担の減額でございます。昨年の10月から18歳までの医療費無料化になりましたが、それも含めましての総体での不用分の減額でございます。28の繰出金。この中で国民健康保険施設特別会計繰出金1,800万円ほど減額になっておりますが、国保施設の会計で運営費1,000万円を、一般会計繰出しを減額をさせていただきました。それから事業費で840万減額につきましては、先ほど歳入で総務課長のほうから説明ありましたように電子カルテによります、導入によります受け差の分の減額でございます。続いて、予備費につきましても臨時職員賃金、講師謝礼。費用弁償についても実績によります不用分の減額でございます。46ページにつきましても需用費、役務費等も事務的な経費の精査でございます。13の委託料。これについては予防接種の委託、妊産婦の健診、乳幼児健診、それから子宮頸がん予防ワクチン接種、ヒブワクチン、小児用肺炎球菌ワクチンということで、全部これ、実績によります不用分の減額でございます。19の負担金、補助金のインフルエンザ予防接種補助金につきましては、これは償還払いに係るものの不用分の減額でございます。

○環境整備課長（酒井恵治君）　続きまして、47ページ、環境衛生費でございますが、人件費、旅費に係るもの、確定による精算見込みでございます。負担金、補助金につきましても精算分でございます。

以上です。

○保健福祉課長（矢沢明伸君） 続きます、47ページ下段になりますが、保健事業費。共済費から賃金、報償費、旅費。これにつきましては精算による減額でございます。48ページ、需用費と、それから役務費についても、それぞれ事務的経費等の精算によりますものがございます。13の委託料。これにつきましても、子宮頸がんの検診委託。それから食生活改善推進員の年間の活動委託料。それから健康管理システム。これはパソコンの関係でございますが、委託料の実績によります減額でございます。それから負担金、補助金及び交付金。不妊治療費補助金ということで24年度から創設しましたが、28万7,000円ほど不用額ということで減額をさせていただきました。49ページ、保健センター費についても除雪冬囲賃金、それから浄化槽の保守点検清掃管理委託料ということで不用分の減額でございます。

○産業振興課長（馬場一義君） 続きます、同じく49ページ中ほどの5の労働費でございます。旅費の減額であります。不用残の減額処理でございます。

続きます、6農林水産業費、1の農業委員会費、農業総務費。旅費、職員手当についてですけれども、こちらの事務実績に基づきます精算の減額処理でございます。続いて、次のページ、50ページにまいります。先ほどからの続きの農業総務費の需用費についても事務実績によります不用残の減額処理でございます。それから農業振興費の共済費、賃金、旅費、需用費、使用料及び賃借料、負担金、補助金。いずれにつきましても事務実績、事業実績によります不用残の減額処理でございます。目の4、山村振興費。こちらも全て減額でございます。すみません、1件増額ありますね。補助金につきましては実績によります減額でございます。繰出金につきましては、経常費分は指定管理料の精算処理分、こちらの増額がございます。事業費分につきましては減額であります。目の6、農地費。旅費、需用費、負担金、補助、繰出金。全てにおきまして減額となっております。その中で負担金、補助金。負担金の、51ページになりますが、県営只見西中山間地域総合整備事業負担金。こちらも県営事業の事業実績によりまして270万円の減額処理といった内容になってございます。同じく51ページの一番下、農業機械費になりますが、不用額、修繕料3万8,000円の減額でございます。次のページにまいりまして、林業費。目の1、林業総務費であります。人件費、事務費、一連のものがございますが、減額ということでありまして、これも事務実績、事業実績によります不用額の減額処理を行った内容でございます。同じく林業振興費の旅費につきましても、不用残の減額処理といった内容でございます。目の3、林道費でございますが、こちらも人件費の職員手当の減額。それから賃金、旅費、需用費の減額。これは実績

に基づくものとなっております。次のページの53ページにまいりまして、林道の補修工事250万円減額ということでありまして、こちらも実績に基づく不用残の減額となっております。

中ほどの水産業費。旅費、需用費、使用料及び賃借料とございますが、不用残分の減額処理をさせていただきます。

それから、款の7、商工費に移りまして、目の1、商工総務費。超勤手当、精算によりまして増額という見込が出まして専決処分をさせていただきました。目の2、商工振興費。需用費、それから次のページにまいりまして、負担金につきまして、精算による減額の処理をさせていただきました。それから補助金につきましてですが、誘致企業等除雪費補助金。こちら116万6,000円の増額という内容になっておりまして、7社に対しまして補助を行っておりますが、既定予算が300万円ございます。その中で豪雪の影響もございまして、補助金申請が増額があったということで、実績に応じまして116万6,000円の増額補正予算を専決をさせていただきました。そのほか補助金につきましては、実績によります減額処理となっております。それから目の3、観光費でございますが、共済費、需用費、役務費、それから次の55ページに移りまして、負担金、それから補助金。これらにつきましては、事務事業実績の、実績によります不用残の減額でございます。それから同じく55ページの観光施設費でございますが、賃金、需用費、委託料。こちらにつきましてですが、賃金、需用費につきましては、事務実績によります不用残の減額処理でございます。それから委託料でございますが、観光施設指定管理料の18万1,000円の増額。こちらも年度末の精算処理に伴います増額といった内容でございます。それからトイレの管理委託料は減額といった内容でございます。原材料費は実績による減となっております。繰出金の観光施設事業特別会計繰出金のうち経常費分につきましては、これも指定管理料の精算処理に伴いまして7,000円の増額といった内容での増額でございます。事業費分につきましては実績による減額といった内容であります。続いて、次のページ、56ページにまいりまして、目の6、ブナセンター費であります。1の報酬から始まりまして共済費、賃金、報償費。ここまで全て事務実績によります不用分の減額処理でございます。それ以降、旅費、需用費、それから次の57ページにも亘りまして、役務費、委託料、使用料、工事請負費、原材料費。いずれも事業実績によります不用分の減額処理といった内容になってございます。

款の7につきましては以上でございます。

○環境整備課長（酒井恵治君） それでは57ページの下段、土木費総務費の人件費、58ペ

ージの上段の需用費につきましては確定によるものでございます。

58ページの中段から土木費の道路維持費でございます。これにつきましても、精算の確定見込によるものでございます。特に除雪ブル分の修繕料、委託料につきましては、年度末の春先除雪に係わるものの実績分でございます。59ページも続きまして道路維持費でございますが、工事請負費等、実績による精算でございます。道路新設改良費につきましても、人件費、負担金につきましても精算分でございます。

下段の住宅管理費につきましても精算見込み分でございます。続きましての60ページにつきましても一部、30万ほど残りでしたが、精算分でございます。

集会施設につきましても、退去者の修繕ということで精算でございます。

以上です。

○町民生活課長（新國元久君） 60ページ下段の款の9、消防費、項の1、消防費、目の1、非常備消防総務費であります。報酬、職員手当、賃金等は不用残の減額をお願いをするものであります。61ページ、需用費であります。200万7,000円の減。大きくは消耗品149万3,000円の減であります。これにつきましては議決をいただき執行をさせていただきました消防の活動服、これの購入にあたっての受け差分の減額をお願いするものでございます。以下、燃料費、その他委託料、工事請負費、備品購入費、負担金、補助金及び交付金等につきましては事務事業確定に伴う不用残見込みの減額をお願いするものであります。

○教育次長（渡部公三君） 続きまして、教育費を説明申し上げます。61ページ下段でございます。教育総務費の1目の教育委員会費であります。教育委員4名に係る分でございます。精算により減額をさせていただきます。62ページであります。2目の事務局費であります。職員手当、超勤、精算の結果、32万不足になりました。専決をお願いするものでございます。ほかは実績によります減額でございます。続きまして、3目、スクールバス運行費につきましても、完了した結果、減額という形でございます。5目の奥会津学習センター費であります。これにつきましても学習センター管理運営に係る分が精算によって記載のとおり専決をさせていただきました。

63ページであります。小学校費でございます。1目の学校管理費であります。小学校の3校の管理費であります。賃金、用務員の賃金、若干不足しましたので補正、専決をお願いいたしました。それ以外は精算による減額でございます。2目の教育振興費であります。ここでは小学校の3校に係る、学力向上ですとか、コミュニティースクールの主要事業

を含めました予算をここで取り組んでおりましたが、全てその精算による減額でございます。続いて64ページであります。3目、4・5。各小学校の予算でございます。学校運営の精算ということでそれぞれの減額をお願いしてございます。

それから65ページであります。中学校費であります。中学校費につきましても学校管理費の1目、2の教育振興費、3只見中学校費。それぞれ精算によります減額でございます。

65ページの下段、社会教育費に移ります。1目の社会教育総務費であります。翌66ページに亘ってございますが、様々な生涯学習事業、社会教育事業、実施をしております。この予算の中で。人材育成事業、只見学、それから子ども教室。様々な事業を実施した事業精算によります減額の予算補正で、専決でございます。尚、66ページの節の16に原材料費というところがございますが、つる細工教室用材料費5万減とあります。これは一般質問の中で2番議員の質問で答えました、学校でのつる細工での取組み支援での予算がここで計上されてございます。次、67ページでございます。社会教育費であります。2の文化財保護費であります。これにつきましては、24年度、黒谷館跡の発掘事業、それから民具の整理等々、事業を行いました。その結果の精算によります減額専決でございます。68ページに移ります。3目の考古館費であります。考古館の年間の事業終わりましたの精算でございます。

69ページであります。保健体育費の1目の保健体育総務費、続いて2目の体育施設費であります。これらにつきましても事業完了によります精算でございます。70ページ、3目の給食センター費につきましても学校給食センター運営、食育事業、完了しました結果の精算でございます。

以上、教育費であります。

○環境整備課長（酒井恵治君）　続きまして、災害復旧費の保健衛生施設過年災害復旧費でございます。これは簡易水道の繰出し分の確定でございます。

○産業振興課長（馬場一義君）　続きまして、同じく70ページの最下段部分、農林水産業施設災害復旧費の目の3、農地農業用施設過年災害復旧費であります。職員手当、共済費につきましては、実績に基づきます減額であります。次の71ページにまいりまして、賃金以降、負担金、補助金、19まで、事務事業の実績に基づきます減額補正といった内容になっております。その中で大きなものとしまして、補助金、新潟・福島豪雨災害農地・農業用施設災害復旧事業補助金2，034万4，000円の減額であります。降雪時期が早かったということによりまして予定した事業ができない部分がありましたので、完了部分で精算をした

結果、2,000万ほどの減額といった内容になっております。それから繰出金の集排事業の特別会計繰出金であります。これは保険料収入がございましたので、その財源調整のために集排特会のほうへ繰出しを行うものになっております。それから目の4、林道過年災害復旧費。まず超勤手当でございますが、これ勤務実態に伴っての減額になっております。続いて、72ページにまいりまして、手当関係、実績による減額でございます。それから共済費、賃金、旅費、需用費、委託料に至るまで、こちら事務事業実績による不用残の減額になっております。それから最後の19の負担金。派遣職員、昨年、2名来ていただいておりましたけれども、年度末の精算によりまして457万9,000円の減額といった内容になってございます。

○環境整備課長（酒井恵治君） 続きまして、災害復旧費、過年災害復旧費の手当と実績でございます。73ページの上段に続きましての委託料。受け差等の実績精算でございます。工事請負費につきましては、橋梁災害復旧関係の現地再調査による変更増でございます。

以上です。

○総務企画課長（渡部勇夫君） 続きまして、73ページ、公債費ですが、元金2億593万1,000円の減、利子も併せて減額をしております。

予備費につきましては、累計で1億7,734万8,000円となっておりますが、この後、不用残も含めまして、1億8,000万余を25年度に繰り越しまして、うち1億円を財政調整基金に譲与積立。これが8,000万を25年度、既に可決いただきました6月補正予算のほうで繰越をさせていただいたところでございます。

74ページが給与費明細書の特別職の表となっております。また、75ページは同じく一般職の給与費明細書となっておりますのでご覧いただきたいと思っております。

以上で専決第4号の報告とさせていただきます。

○議長（齋藤邦夫君） じゃあ、続けてお願いしますけれども、各特別会計につきましては、政策的なものについては別でありますけれども、より重点的に、速やかに、ひとつ説明をお願いいたします。

はい、お願いします。

○保健福祉課長（矢沢明伸君） それでは、専決第5号 平成24年度只見町国民健康保険事業特別会計補正予算（第5号）について説明をいたします。

歳入歳出予算の補正であります。第1条としまして、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ976万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5億

6, 751万3, 000円とする内容でございます。地方自治法第180条第1項の規定に基づき、議会の議決により指定された町長の専決処分事項について専決処分した内容でございます。

国保事業につきましては、最終的に保険給付費に見合う、国・県等の負担金調整交付金等の最終額の確定によります専決になります。

歳入のほう、7ページからご覧下さい。歳入の7ページ、国民健康保険税ということで、年度内移動による確定の数字によるそれぞれの項目の最終補正でございます。それぞれ減額・増額になっておりますので、記載のとおりです。7ページ下段は退職被保険者に係る年度内による確定のものでございます。それから8ページの下段から9ページまでについては、いわゆる国・県等の国庫負担金、それから補助金、それから療養給付費交付金につきましては退職医療に係るものでございます。財政調整交付金につきましても、これについても最終の確定によりますものでございます。この中で9番の、9ページの調整交付金、県の調整交付金でございますが、2号財政調整交付金ということで1, 099万9, 000円ということで、最終的に増額になりました。それから10ページでございますが、10ページ、基金の繰入金でございますが、これにつきましては、最終的に211万円の基金繰入金で対応できるようになりました。

それから13ページでございますが、13ページからは歳出になります。一般管理費、徴税費。それぞれ実績によります精査等の減額等が主なものでございます。14ページの下段から保険給付費。それぞれの一般保険者退職等のそれぞれの、いわゆる医療費分についての確定でございます。15ページの保険給付費の合計の欄見ていただくと、予算よりも1, 158万6, 000円ほど減額になっておりますので、相対的に医療費、ちょっと抑えられてきたというのがこの状況でございます。15の下段の高額医療費。こちらについても若干でございますが、100万円ほど予算よりも少なくなっております。そのほか、17ページについては財源等の振替になります。それから18ページの保健事業費等についても、これは事務費的な、健康診査になりますが、精算によるものでございます。19ページも同様でございます。最終的に20ページ、予備費でございますが、補正額2, 361万8, 000円の増額ということで、合計2, 406万円ということで、24年度から25年度へ繰り越す金額になります。

以上です。

続きまして、専決第6号 平成24年度只見町国民健康保険施設特別会計補正予算（第5

号)について説明をいたします。

歳入歳出予算の補正であります。第1条としまして、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ2,112万1,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4億3,241万9,000円とするものでございます。

これにつきましては、地方自治法第180条第1項の規定に基づきまして、議会の議決により指定された町長の専決処分事項について専決処分した内容でございます。

3ページ、4ページですか、4ページからの歳入でございますが、それぞれ診療収入、一番上のほうは入院収入になります。で、4ページの下段について外来収入。そして、次の5ページが歯科の収入ということで、それぞれの保険、国民健康保険、社会保険診療報酬。それから後期高齢者。それぞれの保険制度に係るものの入院、外来、歯科の収入の最終の結果でございます。それに見合う補正でございます。見ていただきますと、歳入の中で後期高齢者の入院収入が増額になっております。外来につきましては、社会保険の関係の分が多くなっております。5ページのその他の診療報酬につきましては、予防接種等に係るものでございます。歯科外来につきましても、社会保険のほう若干増になっております。それから診療収入、**諸**検査収入ということで、予防接種、乳児健診等、企業健康診断等の分で伸びております。それから7ページ、繰入金でございますが、繰入金、先ほど一般会計のほうでも申し上げましたが、運営費で1,000万円ほどの減額。それから事業費につきましては、県の地域医療再生に係る電子カルテの導入に係る事業費の減額でございます。

歳出。8ページからになります。一般管理費、総体で67万8,000円の減額。人件費、それから事務的な経費、施設管理経費がこちらのほうで実績での精査になります。それから10ページ。研究研修費、医師住宅費。それから11ページの医科管理費等につきましても、実績によります減額でございます。特に医科管理費は2,000万ほど減額になっております。それから12ページの医科医療機械器具についても、これについても不用分の減額になります。13ページ、医科医療用消耗器材費。これについては医療用消耗品類の主なるものでございますが、159万7,000円ということで減額です。医科医薬品衛生材料費については、これは実績で若干不足がありましたので19万6,000円、専決で増額をさせていただきました。以下、項目の医科寝具費、医科検査費、歯科管理費、歯科医療器械器具費。それぞれ実績によります精査によります減額でございます。14ページも同じ内容で、実績による精査でございます。最終的に15ページのほうの予備費でございますが、931万7,000円の増ということで、1,203万6,000円ということで次年度への

繰越の数字になります。

16ページからは給与費明細書になりますのでご覧下さい。

じゃあ、引き続き、専決第7号 平成24年度只見町後期高齢者医療特別会計補正予算(第4号)について説明をいたします。

歳入歳出予算の補正であります。第1条としまして、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ60万4,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億3,576万4,000円とする内容でございます。

これにつきましては、地方自治法第180条第1項の規定に基づきまして、議会の議決により指定された町長の専決処分事項について専決処分した内容でございます。

それでは、5ページからの歳入をご覧下さい。歳入のほうの後期高齢者医療保険料。そのうち特別徴収保険料、それから普通徴収保険料というふうに二つに分かれておりますが、これについても年度間の資格移動、いわゆる被保険者の資格移動によります最終的な確定によります補正でございます。それから、繰入金。一般会計からの繰入金については、療養費等について、それから事務費等の分も確定によります一般会計からの繰入金の減額になります。

7ページから歳出になりますが、それぞれ総務費の一般管理費、それから徴収費、滞納処分費。これは事務的なものに係る精査によります減額でございます。8ページの後期高齢者医療広域連合納付金。これが主なるものでございますが、負担金、補助金、交付金ということで、負担金という名目でそれぞれ広域連合のほうへ特別徴収、普通徴収、資格移動に係る確定によりまして、今度は負担金という形で広域連合のほうに納付するものの確定によります数字の補正でございます。最終的に9ページ、予備費でございますが、54万4,000円の減額ということで専決処分をさせていただきました。

続きまして、専決第8号 平成24年度只見町介護保険事業特別会計補正予算(第4号)について説明をいたします。

歳入歳出予算の補正であります。第1条としまして、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ958万6,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5億4,357万6,000円とするものでございます。

これにつきましては、地方自治法第180条第1項の規定に基づき、議会の議決により指定された町長の専決処分事項について専決処分させていただきました内容でございます。

それでは、5ページからの歳入をご覧下さい。5ページの歳入、保険料、第1号被保険者保険料ということで、これにつきましても最終的な移動等によります特別徴収、普通徴収に

係る分の確定によります減額と増額になります。特別徴収については12万2,000円減額。それから普通徴収については17万2,000円の増額ということでございます。以下、国庫支出金。それから支払基金交付金。それぞれ介護保険事業に係るサービス給付等に係るものの国庫、それから社会保険診療報酬のほうの交付金、制度に基づく交付金の確定の数字によるものでございます。6ページの一般会計の繰入金、介護給付費の繰入金。これにつきましても、2目の地域支援事業、包括的なもの。それから一般会計、最終的な職員給料、事務費も含めてでございますが、最終的な確定によりまして、それぞれの繰入金が制度によりますもので精査になっております。それから基金の繰入金。これにつきましては介護給付費の準備基金の繰入金。当初から1,500万円ほどみておりましたが、最終的に500万円調整がつくということで1,000万円の減額ですから、基金からの繰入を500万円で最終的に調整をさせていただきました。

それから7ページからの歳出につきましては、総務費についてはいわゆる事務的な経費でございます。款の2の保険給付費。ここからがいわゆる介護サービスの給付費によるものでございます。それぞれ保険給付費の介護サービス等諸費。これが要介護に係わる認定の方の部分が7ページから8ページに係っております。それから8ページの下段から介護予防サービス等諸費。それが、今度、要支援に係るものでございます。要支援の認定の方に係るものでございます。それぞれの給付費が確定しました関係での、それぞれの費目の減額並びに若干、地域密着型については増額もございますが、確定による数値でございます。9ページもそれぞれ高額介護サービス、実績によります精査になります。10ページの高額介護、それから特定入所者介護サービス。これにつきましても実績によるものでございます。11ページ、一番下段になりますが、任意事業費のほうの扶助費。介護用品給付費。最終的に2万2,000円ほど、ちょっと不足が見込まれましたので、生じたので、2万2,000円、専決処分させていただきました。12ページ、予備費になりますが、25万5,000円ほどの減額ということで、最終的に70万2,000円。これにつきましては25年度への繰越という形になります。

13ページにつきましては、給与費明細になりますのでご覧下さい。

続きまして、専決第9号 平成24年度只見町介護老人保健施設特別会計補正予算（第4号）について説明をいたします。

歳入歳出予算の補正であります。第1条としまして、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ254万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億

4, 966万5, 000円とするものでございます。

これにつきましては、地方自治法第180条第1項の規定に基づき、議会の議決により指定された町長の専決処分事項について専決処分させていただいた内容でございます。

それでは、5ページから歳入になります。こちらについては、介護老人保健施設、いわゆるこぶし苑のほうの介護給付費の収入になります。居宅介護サービス収入、施設介護サービス収入ということで、通所リハビリからショートステイの短期入所とかございますが、**あとは**長期利用の施設介護サービス費。それぞれございますが、見ていただきますと上段の居宅介護サービス収入。こちらの通所リハビリテーションが72万ほど増額になっております。それから、いわゆるショートステイといわれる短期入所者の分については442万5, 000円ということで増額をさせていただきました。定員が決まっている関係で下段の2目の施設介護サービス収入については139万4, 000円、それから3万8, 000円ということで減額というふうな結果でございます。併せまして、それらのサービス収入と併せまして、下段の89万2, 000円の利用者自己負担金ということが確定という数字になるものでございます。続きまして、6ページになりますが、それぞれ、これ実績によります確定によります数字の予算での減額になります。2段目の基金の繰入金。当初、260万6, 000円ほどみておりました基金からの繰入金。それにつきましては運営費208万1, 000円。8万1, 000円については、いわゆる備品購入に係る自然首都応援基金のほうの分でございますが、運営費のほう、基金繰入金の分について、少なく見込むことができたということで、最終的には基金繰入金52万5, 000円というふうな結果になりました。

それから、7ページからの歳出でございますが、一般管理費、総体で431万7, 000円の減額でございますが、この中で一番大きいものが節の区分になります13の委託料、介護老人保健施設運営管理委託料。南会津会のほうに委託をしておりますものでございますが、これにつきましても実績による減額でございます。下段のリハビリテーション業務委託料は竹田病院とのOT・PTの業務を支援いただいておりますが、それに係る不用分の減額でございます。施設整備費、それから次のページ、施設整備費については実績によるものでございます。次の8ページ、介護老人保健施設運営基金積立金で今回、専決処分させていただいた額が1, 079万7, 000円ということで、介護老人保健施設の運営基金のほうにこの金額を積み立て**することができました**。最終的に、9ページでございますが、329万1, 000円の減ということで予備費で調整をさせていただきました。

介護老人保健施設特別会計については以上です。

○議長（齋藤邦夫君） それでは、ここで、5分間ほど休議いたします。

5分間ほど休議いたします。

休憩 午後3時06分

再開 午後3時16分

○議長（齋藤邦夫君） それでは、会議を再開いたします。

説明してください。

○保健福祉課長（矢沢明伸君） それでは、専決第10号 平成24年度只見町訪問看護ステーション特別会計補正予算（第3号）について説明をいたします。

歳入歳出予算の補正であります。第1条としまして、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ59万1,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2,040万9,000円とする内容であります。

これにつきましては、地方自治法第180条第1項の規定に基づき、議会の議決により指定された町長の専決処分事項について専決処分させていただきました内容でございます。

それでは、4ページの歳入をご覧ください。4ページの歳入でございますが、訪問看護療養費のまず1目でございますが、療養報酬収入。これが272万2,000円の増額になっております。その反面、反面というんですか、収入が伸びたということで一般会計からの繰入金、これ中段になりますが、こちらのほうを運営費としまして332万2,000円ほど減額をしております。

5ページからの歳出でございますが、一般管理費の補正額の財源内訳の欄を見ていただきたいと思いますが、いわゆるその他の分については、332万2,000円、繰入から、一般財源、いわゆる療養報酬の収入で賄うということで財源の補正をこちらのほうでしております。それぞれの区分の職員手当から役務費、次ページに亘ります訪問看護事業費の訪問看護ステーション費。これにつきましては実績によります精査でございます。最終的に2万5,000円の予備費減額で予算調整をさせていただいております。

7ページにつきましては、給与費明細書ですのでご覧ください。

続きまして、専決第11号 平成24年度只見町地域包括支援センター特別会計補正予算（第2号）について説明をいたします。

歳入歳出予算の補正であります。第1条としまして、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ56万1,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ943万9,000円とする内容でございます。

これにつきましては、地方自治法第180条第1項の規定に基づき、議会の議決により指定された町長の専決処分事項について専決処分をさせていただきました内容でございます。

4ページをご覧ください。4ページの歳入でございますが、これにつきましてもサービス収入、居宅介護予防サービス収入ということで、いわゆるケアプランの作成に係るものでございます。居宅介護予防サービスの計画費収入ということで10万6,000円。最終的に増額でございます。それに係りまして、一般会計からの繰入金42万3,000円を減額をさせていただきますいております。

5ページの歳出でございますが、居宅介護予防サービス事業費ということで、いわゆるこれは地域包括支援センターを担当する職員の人件費が主なものでございますが、実績による精査でございます。35万7,000円の減額でございます。6ページ、予備費18万4,000円の減額で最終予算の調整をさせていただきました。

7ページに給与費明細書でございますのでご覧ください。

以上です。

○環境整備課長（酒井恵治君） 続きます。専決第12号 平成24年度只見町簡易水道特別会計補正予算（第5号）について説明いたします。

歳入歳出予算の補正でございますが、第1条としまして、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ366万7,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億3,172万4,000円とするものでございます。

第2条としまして、繰越明許費の変更は第2表によるものでございます。

地方自治法第180条第1項の規定に基づき、議会の議決により指定された町長の専決処分事項について専決処分するものでございます。

2ページの繰越明許費の補正、第2表でございます。確定後の繰越でございます。

4ページの歳入でございますが、分担金、使用料、工事収入ということで実績によるものでございます。5ページ、繰入金。実績による減額でございます。繰越金、諸収入につきましても実績によるものでございます。

6ページの歳出でございますが、人件費、委託料に係るものにつきましては、確定による精算でございます。以下、維持費、2施設の維持費につきましても、原材料費まで、7ペー

ジの下段まで精算によるものでございます。8ページ、公債費につきましても、償還利子、実績による減額でございます。予備費117万2,000円で専決処分をさせていただきました。

以下は給与費明細表でございますのでご覧下さい。

以上、よろしく申し上げます。

○産業振興課長（馬場一義君） 続きまして、専決第13号 平成24年度只見町観光施設事業特別会計補正予算（第4号）につきまして説明を申し上げます。

歳入歳出予算の補正であります。第1条としまして、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ126万8,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億5,460万1,000円とする内容でございます。

これにつきましては、地方自治法第180条第1項の規定に基づきまして専決処分を行ったところでございます。

内容についてでございますが、4ページをご覧下さい。4ページ、まず歳入であります。一般会計の繰入金11万8,000円の減額。それから雑入が115万円の減額ということで、最終的な予算の調整を図っております。

5ページの歳出にまいりまして、目の1、只見スキー場管理費。それから保養センター管理費。公債費の利子。これら全てにつきまして、事務事業実績によりまして不用額の減額を行っております。続いて、次の6ページにまいりまして、予備費、全額110万3,000円を減額いたしまして、最終的な予算の調整を図っております。

以上でございます。

続きまして、専決第14号 平成24年度只見町交流施設特別会計補正予算（第4号）につきまして説明申し上げます。

歳入歳出予算の補正であります。第1条としまして、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ262万3,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億77万9,000円とする内容でございます。

地方自治法第180条第1項の規定に基づきまして、議会の議決により指定された町長の専決処分事項について専決処分としたところであります。

内容についてであります。4ページをご覧下さい。4ページ、歳入であります。一般会計の繰入金、減額しております。それから繰越金につきましても、存目計上でありましたので、全て減額となっております。雑入も最終的な調整として82万3,000円の減額とい

った内容になっております。

5 ページの歳出であります。目の1、総務管理費。委託料の中の交流施設指定管理料34万円の増額。こちらは燃料高騰分の差額の補填ということでありまして、指定管理料の増額を行ったものであります。それ以外、目の2、施設整備費。それから公債費の利子。それから予備費。いずれにおきましても、不用残の減額ということでありまして、最終的な予算の調整を行っております。

以上です。

○環境整備課長（酒井恵治君） 専決第15号 平成24年度只見町集落排水事業特別会計補正予算（第4号）について説明いたします。

歳入歳出予算の補正でございますが、第1条として、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,233万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4億2,455万円とする内容でございます。

地方自治法第180条第1項の規定に基づき、議会の議決により指定された町長の専決処分事項について専決処分したものでございます。

4 ページの歳入をご覧ください。使用料、支出金等、精算でございます。5 ページの財産収入から諸収入までにつきましても精算分でございます。特に繰入金の災害対応分につきましては、保険料の収入に伴います財源調整でございます。

6 ページの歳出をご覧ください。総務管理費につきましては、全て事業確定による精算でございます。施設管理費につきましても同様でございます。7 ページ、施設管理費が続きますが、これにつきましても同様の確定でございます。積立金につきましては、今年度の積立金が発生をさせております。施設整備費につきましても精算分。8 ページも施設整備費でございます。工事請負費等につきましては請負差額等の精算分でございます。公債費も同じでございます。予備費1,076万1,000円の専決処分をさせていただきました。

続きますとの給与明細表をご覧ください。

以上、よろしく願いいたします。

○議長（齋藤邦夫君） ただ今で説明が終わりました。

これをもって専決第1号から第15までは報告済みといたします。



◎報告第2号の上程、説明

○議長（齋藤邦夫君） 続いて、日程第8、報告第2号 平成24年度只見町繰越明許費繰越計算書（一般会計）を議題といたします。

議案の説明を求めます。

総務企画課長。

○総務企画課長（渡部勇夫君） 続きまして、報告第2号 平成24年度只見町繰越明許費繰越計算書についてご説明いたします。

これは一般会計分でございます。本来ですと24年度に可決いただいた予算でありますので、24年度中に事業の完成を見なければならぬものでありますが、やむを得ない理由によりまして、事業の執行できない分を25年度に繰り越して、その事業にあたるというものでございます。

総務費から申し上げますが、役場庁舎新築事業につきましては、主に基本設計分でございますが、2,001万3,000円を25年度に繰り越して事業にあたらせていただきたい。続きまして、洪水検証業務につきましても1,000万を25年度に繰り越して執行させていただきたいというものでございます。

以下、担当課長から説明いたします。

○町民生活課長（新國元久君） 款の3、民生費、項の3、災害救助費であります。事業名が豪雨災害記録誌作成事業。金額300万円ですが、25年度に繰越をさせていただきたい内容であります。今現在、聞き書きと、こういった、あるいは機構等の依頼、そして聴衆等進めている次第であります。

○保健福祉課長（矢沢明伸君） 次に、衛生費の保健衛生費。保健センター施設改修事業についてですが、これにつきましては、保健センターの車庫及び本体、保健センターのほうの屋根の塗装にかかるものでございます。昨年度、24年度、秋頃後半にかけて、大変、天候が不安定な状況で実施ができず、25年度に繰越をさせていただきました。現在の状況ですが、保健センターの玄関の部分、下屋の部分になりますが、そこを残すのみで、あとはほとんど終了している状況でございます。

○産業振興課長（馬場一義君） 続きまして、款の6、農林水産業費分でございます。まず事業名が地元産木材活用調査事業ですが、これあの、国の平成24年度の補正予算措置によりまして、3月に予算措置を行ったものであります。地元産木材活用に向けての基礎調査を行う内容になっておりまして、繰越明許の処理を行っております。それから、その下、

復旧治山事業であります。町内、筈沢の排水路の工事につきまして、年度内完了ができないということで繰越になったものでございます。それから款の7、商工費の事業名、観光施設事業特別会計繰出事業であります。9、100万円ほどございますが、保養センター改修工事に伴う繰出金の繰越ということになっております。

○環境整備課長（酒井恵治君） 続まして、土木費、款8でございます。道路橋梁費と住宅費でございますが、これは道路関係の舗装、または改良につきまして、他事業との関連による繰越でございます。住宅費につきましては、新町に建てました住宅の外構でございます。

○町民生活課長（新國元久君） 款の9、消防費であります。項の1、消防費。事業名は耐震性貯水槽整備事業。金額は1,500万でありましたが、このうちの971万円。これを繰越をさせていただきました。これは黒谷地区の防火水槽であります。今現在、工事は完了してございます。

○環境整備課長（酒井恵治君） 続まして、簡易水道特別会計でございます。これにつきましては、添架等の水道管分の繰越でございます。

○産業振興課長（馬場一義君） 裏面の2ページにまいりまして、款11、災害復旧費でございます。事業名、一つ目の農地農業用施設の現年災害復旧事業であります。坂田地内の災害復旧。これ町単事業であります。翌年度繰越70万4,000円、繰越となったものでございます。それから2件目の農地農業用施設過年災害復旧事業であります。これは過年災害の繰越でありまして、主に黒谷・楡戸・八木沢地内等の補助災害復旧事業の繰越となったものであります。それから3件目の林道施設過年災害復旧事業。こちら豪雨災害の事業の繰越でありまして、林道10路線の繰越がございまして、4億円ほどの繰越となっております。

○環境整備課長（酒井恵治君） 続まして、最下段の公共土木施設災害復旧工事でございますが、これは橋梁、そして、道路・河川でございますが、積雪等やその他、他事業との関連により繰越内容でございます。

○議長（齋藤邦夫君） 集排。

○環境整備課長（酒井恵治君） すみません。その上、集落排水でございますが、これも他事業との添架によるものでございます。

以上です。

○議長（齋藤邦夫君） これをもって、報告第2号 平成24年度只見町繰越明許費繰越計算書（一般会計）は報告済みといたします。



◎報告第3号の上程、説明

○議長（齋藤邦夫君） 日程第9、報告第3号 平成24年度只見町繰越明許費繰越計算書（簡易水道特別会計）を議題とします。

議案の説明を求めます。

環境整備課長。

○環境整備課長（酒井恵治君） 報告第3号 平成24年度只見町繰越明許費繰越計算書（簡易水道特別会計）について説明いたします。

これにつきましては、水道を橋梁に添架しております関係で、発注済でございますが、橋梁の上部工の仮設を待ちましての工事になりますので繰越をお願いしたところでございます。

以上です。

○議長（齋藤邦夫君） これをもって、報告第3号 平成24年度只見町繰越明許費繰越計算書（簡易水道特別会計）は報告済みといたします。



◎報告第4号の上程、説明

○議長（齋藤邦夫君） 日程第10、報告第4号 平成24年度只見町繰越明許費繰越計算書（観光施設事業特別会計）を議題とします。

議案の説明を求めます。

産業振興課長。

○産業振興課長（馬場一義君） 報告第4号 平成24年度只見町繰越明許費繰越計算書（観光施設事業特別会計）について説明をさせていただきます。

事業名は保養センター改修事業でありまして、事業の総額1億7,212万3,000円となっておりますところ、翌年度繰越額9,185万3,000円といった内容になってございます。この内容につきましては、保養センターの改修事業でありまして、工事請負が2件、建築工事と電気設備工事、こちらの前払いを除いた部分の繰越。それから設計監理業務352万2,000円ほどございますが、その全額を繰越をさせていただくという部分と、

プラス、変更見込みの金額、それを加味しましたものを翌年度の繰越額とさせていただきます。

以上です。

- 議長（齋藤邦夫君） これをもって、報告第4号 平成24年度只見町繰越明許費繰越計算書（観光施設事業特別会計）は報告済みとします。

◇◇◇◇◇ ◇◇◇◇◇ ◇◇◇◇◇

◎報告第5号の上程、説明

- 議長（齋藤邦夫君） 日程第11、報告第5号 平成24年度只見町繰越明許費繰越計算書（集落排水事業特別会計）を議題とします。

議案の説明を求めます。

環境整備課長。

- 環境整備課長（酒井恵治君） 報告第5号 平成24年度只見町繰越明許費繰越計算書（集落排水事業特別会計）について説明をいたします。

集落排水施設の災害復旧におきましての、これも橋梁添架分に係る繰越でございます。よろしく申し上げます。

- 議長（齋藤邦夫君） これをもって、報告第5号 平成24年度只見町繰越明許費繰越計算書（集落排水事業特別会計）は報告済みとします。

◇◇◇◇◇ ◇◇◇◇◇ ◇◇◇◇◇

◎報告第6号の上程、説明

- 議長（齋藤邦夫君） 日程第12、報告第6号 平成24年度只見町事故繰越し繰越計算書（一般会計）を議題とします。

議案の説明を求めます。

総務企画課長。

- 総務企画課長（渡部勇夫君） 報告第6号 平成24年度只見町事故繰越し繰越計算書（一般会計）についてご説明いたします。

ご存知のように、予算は原則、単年度、**現計**予算、単年度で、4月に始まって、翌3月末

までに事業の完了を見るのが原則でございますが、やむ得ない理由によりまして、議会の了解をいただいて、繰越明許ということで翌年度に繰り越すと。そして2カ年で実施するというのが議決をいただいて、また先ほどらい報告させていただいております。さらに2カ年で完了できないというときにつきましては、またその時は3年目に繰り越すということになるわけですが、その時に事故繰越しという表現をしておりますので、予算につきましては、23年度の予算であります。23・24ということで進行の見込が立たなかったということで、25年度に繰り越すというものでございます。内容につきましては担当課長から説明いたします。

○環境整備課長（酒井恵治君） まず上段の土木費、道路橋梁費でございますが、福島・新潟豪雨災によりまして、真奈川線の舗装箇所の手前が被災を受けました。その復旧を待つということでございます。その復旧は完了しましたが、その後、農地災等の工事がありましたので、それを完了後ということでこのような取扱いになりましたのでよろしくお願いいたします。

○議長（齋藤邦夫君） 産業振興課長。

○産業振興課長（馬場一義君） 続きまして、款の11、災害復旧費であります。まず事業名が農地農業用施設現年災害復旧事業についてであります。こちらも平成23年の豪雨災害によりまして被災した箇所の災害復旧事業でありまして、23年度予算付けになったものが事故繰越しといったことになったものであります。金額的には4,213万2,500円が翌年度繰越となっております。箇所としましては、坂田地区、只見地区、蒲生地区でございます。それから、その下になりまして、林道現年災害復旧事業であります。こちらも同様に23年度予算から引き続きの繰越になってきたものでございまして、翌年度繰越額が7,292万4,000円あります。路線としましては5路線ありまして、林道中山線、塩沢線、小川沢線、白沢線、小塩塩ノ岐線。この5路線分の繰越となっております。

○環境整備課長（酒井恵治君） 続きまして、災害復旧費の公共土木災害復旧費でございます。この内容につきましては、橋梁災害復旧工事1本、1箇所と、道路災害復旧工事がございます。橋梁災害復旧工事につきましては、出水期等の条件を満たすために事故繰越し。そして、道路災害復旧工事につきましては、河川等の他事業との関連によりまして事故繰越しという取扱いをしております。よろしくお願いいたします。

○議長（齋藤邦夫君） これをもって、報告第6号 平成24年度只見町事故繰越し繰越計算書（一般会計）は報告済みといたします。



◎常任委員会審査報告について

○議長（齋藤邦夫君） 続いて、日程第13、常任委員会審査報告についてを議題といたします。

経済文教常任委員長の審査報告を求めます。

7番、経済文教常任委員長、新國秀一君。

〔経済文教常任委員長 新國秀一君 登壇〕

○経済文教常任委員長（新國秀一君） 経済文教常任委員会審査報告を行います。

当委員会に付託された3件の案件の審査経過並びに結果についてご報告をいたします。陳情25-2、黒谷地区、船木吉正宅への町道整備に関する陳情。黒谷地区、菅家達朗。審査経過。本事件については、平成25年2月会議において付託を受け、2月21日、3月1日、3月12日、4月2日、4月11日、5月20日に亘り委員会で審査をした。審査結果。採択。理由。本事件は、冬期間に除雪をしている町道まで約20数メートルを自力で道つけをしてきたが、高齢になり、毎年、難儀をされている状況である。よって、ブルドーザー除雪が可能な道路整備を望むものである。当委員会での現地調査を実施した結果、高齢者世帯での除雪作業については大変な労力を費やされるものと考えられます。高齢者が安心して、安全な生活を送られるためにも、豪雪地帯における一軒家対策としてブルドーザー除雪が可能な道路整備の必要があるものとして採択した。

○議長（齋藤邦夫君） それでは、これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（齋藤邦夫君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（齋藤邦夫君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

採決をいたします。

ただ今の委員長の報告のとおり、採択することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（齋藤邦夫君） ご異議なしと認めます。

よって、常任委員会審査報告は委員長の報告のとおり決定されました。

続いて、次の報告をお願いいたします。

○経済文教常任委員長（新國秀一君） 陳情25-3、町道下福井根木屋線、龍泉寺から沢口間の拡幅改良に関する陳情。黒谷区長、菅家達朗。審査経過。本事件については、平成25年2月会議において付託を受け、2月21日、3月1日、3月12、4月2日、4月11日、5月20日に亘り委員会で審査をした。審査結果。採択。理由。本事件は、陳情の町道の幅員が狭く、カーブになっているため、日常の通行に支障をきたしている。特に冬期間になると、さらに幅員が狭くなり、見通しがきかなくなる上、車のすれ違いができなくなる状態となる。スクールバス等も通り、地区にとっては重要な路線であり、安全通行ができるよう、拡幅改良を望むものである。当委員会の現地調査の結果、陳情の道路は灌水用水路に沿ってつくった道路であるため、曲がりくねっており、さらに狭い状況にある。特に冬期間は見通しがきかなく危険な状態となることが伺えた。陳情区間の道路改良が進めば、危険な状態が回避でき、安全でスムーズな日常的通行ができるものと判断し採択した。

○議長（齋藤邦夫君） これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（齋藤邦夫君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（齋藤邦夫君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

採決いたします。

ただ今の委員長の報告のとおり、採択することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（齋藤邦夫君） ご異議なしと認めます。

よって、常任委員会審査報告は委員長の報告のとおり決定されました。

続いてお願いします。

○経済文教常任委員長（新國秀一君） 続いて、陳情25-5、陳情の取下げのお願い。布沢区長、湯田次雄。審査経過。本事件については、平成25年6月会議において付託を受け、6月13日に委員会で審査した。結果、採択。理由。本事件は陳情25-4、陳情書 田沢向農道橋復旧（仮設）のお願いを取り下げるものである。陳情の内容は妥当と判断し採択をした。

以上です。

○議長（齋藤邦夫君） これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（齋藤邦夫君） 質疑なしと認めます。

採決をいたします。

ただ今の委員長の報告のとおり、採択することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（齋藤邦夫君） ご異議なしと認めます。

よって、常任委員会審査報告は委員長の報告のとおり決定されました。

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◎発委第1号の上程、説明、質疑、採決

○議長（齋藤邦夫君） 日程第14、発委第1号 議員の派遣についてを議題といたします。

提案者の説明を求めます。

議会運営委員会委員長、大塚純一郎君。

委員長欠席のため、代理に副委員長の山岸フミ子君の説明を求めます。

11番、山岸フミ子君。

〔議会運営委員会副委員長 山岸フミ子君 登壇〕

○議会運営委員会副委員長（山岸フミ子君） 議員の派遣について報告いたします。

上記の議案を別紙のとおり、地方自治法第100条第13項及び只見町議会会議規則第127条の規定により提出いたします。

議員の派遣について。本議会は、次のとおり議員を派遣するものとする。

1、南会津地方議会議員研修会。(1) 目的、議会の活性化に資するため。(2) 派遣場所、下郷町、下郷ふれあいセンター。(3) 期間、平成25年6月27日の1日間。(4) 派遣議員、只見町議会議員12名。

2番、全国森林環境税創設促進議員連盟定期総会。(1) 目的、全国森林環境税早期創設実現のため。(2) 派遣場所、南会津町、御蔵入交流館。(3) 期間、平成25年7月11日の1日間。(4) 派遣議員、只見町議会議員12名。

以上でございます。

○議長（齋藤邦夫君） これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（齋藤邦夫君） 質疑なしと認めます。

採決いたします。

発委第1号 議員の派遣については、原案のとおり可決するにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（齋藤邦夫君） ご異議なしと認めます。

よって、発委第1号は原案のとおり可決されました。

◇◇◇◇◇ ◇◇◇◇◇ ◇◇◇◇◇

◎正副議長・議員の公務出張等について

○議長（齋藤邦夫君） 続いて、6月会議以降における正副議長・議員の公務出張等についてお諮りをいたします。

6月会議以降の活動及び各種行事、会議等への出席など、議会の公務出張の必要がある場合は、その都度、議長の承認・指名により行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（齋藤邦夫君） ご異議なしと認めます。

よって、本件についてはそのように決定いたしました。

◇◇◇◇◇ ◇◇◇◇◇ ◇◇◇◇◇

◎町長あいさつ

○議長（齋藤邦夫君）　ここで、町長より、発言の申し出がありましたので、これを許可いたします。

町長。

○町長（目黒吉久君）　6月会議、散会するにあたりまして、一言、ごあいさつ申し上げます。

今会議、6月13日から今日まで、いろいろご審議賜りました。その上で、全て提案させていただいた案件が全て可決いただきましたこと、ありがとうございます。

それぞれ補正予算もありましたけれども、また一般質問等々通しまして、皆様方から、いろいろと災害復旧の促進と併せ、且つまた、その後のまちづくりについても、いろんな大きな課題を質問をいただき、ご審議、意見交換をさせていただいたわけですが、やはりこういった状況でありますから、話題はやはり災害復旧の促進とですね、あとは町が方向性、町がどのような方向性を持ってまちづくりをしていくかという、まあお問い合わせでありました。そういった点でユネスコエコパークに向けての取り組みであったり、それから、本当に大きな、町民の、または近隣沿線の皆様方の関心の深いJR只見線の復旧であったり、等々の大きな課題がございましたけれども、いずれにしても、我々職員はじめ、また皆さんと、いろんな力を合わせ、手を携えて、向かっていかなければ実現しないことばかりでございますので、どうか今後とも一丸となって取り組むことをお約束いたしまして、力を出し切って取り組んでまいりますので、今後とも皆様方のご協力をお願い申し上げたいというふうに思います。

これからまあ、日増しに暑くなります。どうぞ、皆さん、健康に留意されてですね、日頃のご活躍を引き続きお願い申し上げます。御礼を兼ねてごあいさつに代えさせていただきます。

ありがとうございました。

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◎議長あいさつ

○議長（齋藤邦夫君）　それでは、6月会議の終了にあたりまして、議長からも一言、御礼のごあいさつを申し上げます。

今回の定例月は6月会議、7日間でありました。慎重審議をいただきまして誠にありがと

うございます。新潟・福島豪雨災害による復旧工事、日に日に進捗しておるところでありますけれども、JR只見線を含め、復興対策については、課題が残されておるところでございます。早急に対策が求められているところでございます。

また、一般質問並びに議案審議の中で、各議員から厳しい意見や、あるいは提案が出されているところでございますが、当局におかれましては、町民の安全、そしてまた安心できる生活確立するとともに、産業経済対策、あるいは住民福祉の向上に向けて、将来のまちづくりを捉えながら、しっかりとひとつ取り組んでいただきますようお願いを申し上げますと、このように思います。

また、議員各位におかれましては、これから日増しに暑くなってまいります。健康には十分に留意されまして、益々ご活躍をいただきますことを願いながら御礼のごあいさつとさせていただきます。

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◎散会の宣告

○議長（齋藤邦夫君） 以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれをもって散会いたします。

どうもご苦勞様でした。

（午後3時54分）

